
平成26年 第9回(定例)南部町議会会議録(第4日)

平成26年12月17日(水曜日)

議事日程(第4号)

平成26年12月17日 午前9時開議

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 議事日程の宣告
- 日程第3 議案第97号 南部町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定について
- 日程第4 議案第98号 南部町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について
- 日程第5 議案第99号 南部町非常勤職員及び臨時的任用職員の勤務条件等に関する条例の一部改正について
- 日程第6 議案第100号 南部町あいのわ銀行設置条例の一部改正について
- 日程第7 議案第101号 南部町あいのわ銀行基金条例の一部改正について
- 日程第8 議案第102号 南部町国民健康保険条例の一部改正について
- 日程第9 議案第103号 南部町放課後児童クラブ条例の一部改正について
- 日程第10 議案第104号 南部町農産物加工施設条例の一部改正について
- 日程第11 議案第105号 公の施設の指定管理者の指定について
- 日程第12 議案第106号 公の施設の指定管理者の指定について
- 日程第13 議案第107号 公の施設の指定管理者の指定について
- 日程第14 議案第108号 公の施設の指定管理者の指定について
- 日程第15 議案第109号 公の施設の指定管理者の指定について
- 日程第16 議案第110号 公の施設の指定管理者の指定について
- 日程第17 議案第111号 公の施設の指定管理者の指定について
- 日程第18 議案第112号 公の施設の指定管理者の指定について
- 日程第19 議案第113号 平成26年度南部町一般会計補正予算(第5号)
- 日程第20 議案第114号 平成26年度南部町国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)
- (追加議案)

- 日程第21 発議案第23号 米価下落対策を求める意見書
- 日程第22 議長発議第24号 閉会中の継続調査の申し出について<議会運営委員会>
- 日程第23 議長発議第25号 閉会中の継続調査の申し出について<広報調査特別委員会>
- 日程第24 議長発議第26号 閉会中の継続調査の申し出について<議会改革調査特別委員会>

本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 議事日程の宣告
- 日程第3 議案第97号 南部町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定について
- 日程第4 議案第98号 南部町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について
- 日程第5 議案第99号 南部町非常勤職員及び臨時的任用職員の勤務条件等に関する条例の一部改正について
- 日程第6 議案第100号 南部町あいのお銀行設置条例の一部改正について
- 日程第7 議案第101号 南部町あいのお銀行基金条例の一部改正について
- 日程第8 議案第102号 南部町国民健康保険条例の一部改正について
- 日程第9 議案第103号 南部町放課後児童クラブ条例の一部改正について
- 日程第10 議案第104号 南部町農産物加工施設条例の一部改正について
- 日程第11 議案第105号 公の施設の指定管理者の指定について
- 日程第12 議案第106号 公の施設の指定管理者の指定について
- 日程第13 議案第107号 公の施設の指定管理者の指定について
- 日程第14 議案第108号 公の施設の指定管理者の指定について
- 日程第15 議案第109号 公の施設の指定管理者の指定について
- 日程第16 議案第110号 公の施設の指定管理者の指定について
- 日程第17 議案第111号 公の施設の指定管理者の指定について
- 日程第18 議案第112号 公の施設の指定管理者の指定について
- 日程第19 議案第113号 平成26年度南部町一般会計補正予算(第5号)
- 日程第20 議案第114号 平成26年度南部町国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)
- (追加議案)

日程第21 発議案第23号 米価下落対策を求める意見書

日程第22 議長発議第24号 閉会中の継続調査の申し出について<議会運営委員会>

日程第23 議長発議第25号 閉会中の継続調査の申し出について<広報調査特別委員会>

日程第24 議長発議第26号 閉会中の継続調査の申し出について<議会改革調査特別委員会>

出席議員（14名）

1番 白川立真君	2番 三鴨義文君
3番 米澤睦雄君	4番 板井隆君
5番 植田均君	6番 景山浩君
7番 杉谷早苗君	8番 青砥日出夫君
9番 細田元教君	10番 石上良夫君
11番 井田章雄君	12番 亀尾共三君
13番 真壁容子君	14番 秦伊知郎君

欠席議員（なし）

欠員（なし）

事務局出席職員職氏名

局長	唯清視君	書記	前田憲昭君
		書記	小林公葉君

説明のため出席した者の職氏名

町長	坂本昭文君	副町長	陶山清孝君
教育長	永江多輝夫君	病院事業管理者	吉原賢郎君
総務課長	加藤晃君	行財政改革推進室長	三輪祐子君
企画政策課長	上川元張君	防災監	種茂美君
税務課長	岡田厚美君	町民生活課長	山根修子君
教育次長	板持照明君	総務・学校教育課長	福田範史君
病院事務部長	中前三紀夫君	健康福祉課長	畠稔明君

福祉事務所長 ————— 頼 田 光 正君 建設課長 ————— 芝 田 卓 巳君
上下水道課長 ————— 仲 田 磨理子君 産業課長 ————— 頼 田 泰 史君
監査委員 ————— 須 山 啓 己君

午前 9 時 0 0 分開議

○議長（秦 伊知郎君） ただいまの出席議員数は 14 人です。地方自治法第 113 条の規定による定足数に達しておりますので、本日の会議を開きます。

日程第 1 会議録署名議員の指名

○議長（秦 伊知郎君） 日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第 125 条の規定により、次の 2 人を指名いたします。

13 番、真壁容子君、1 番、白川立真君。

日程第 2 議事日程の宣告

○議長（秦 伊知郎君） 日程第 2、議事日程の宣告を行います。

本日の議事日程は、お手元に配付の日程表のとおりであります。

日程第 3 議案第 97 号

○議長（秦 伊知郎君） 日程第 3、議案第 97 号、南部町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定についてを議題といたします。

予算決算常任委員長の報告を求めます。

11 番、井田章雄議員。

○予算決算常任委員会委員長（井田 章雄君） 予算決算常任委員長の井田でございます。議案第 97 号、南部町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定について。

この内容でございますが、子ども・子育て支援法の施行に伴い、町内の特定教育・保育施設、特定地域型保育事業の運営基準を定め、新たに条例を制定するものです。

表決の結果、賛成多数で可決すべきと決しました。

反対意見でございますが、保育に格差をもたらすとともに保育の専門性が崩れる条件になっている。また、特定地域型保育事業は外しておくべき。

賛成意見でございますが、格差、専門性については認定こども園ではなくて、特定地域型で我が町の保育料を考えたとき、基準どおりでいいのではないかと思う。また、多様性はできているので、町の子は町で育てるということからすれば賛成。以上であります。

○議長（秦 伊知郎君） 本件につきましては、全議員で構成する予算決算常任委員会に付託いたしましたので、質疑を省略し、これから討論を行います。

予算決算常任委員長の報告に賛成のほか討論はありませんか。

13番、真壁容子君。

○議員（13番 真壁 容子君） 議案97号には反対をいたします。

反対理由としまして先ほど委員長が述べてくださいましたが、私たちは、この条例ができてきた背景が子ども・子育て支援新制度に移行する中で、市町村等で基準等を定める条例を持たなくてはいけないという中で起こってきたことです。

一番の大きな反対の理由といたしますのは、この子ども・子育て支援新制度が今までの保育制度にどのようなことをもたらしたかという点です。一つには、この子ども・子育て支援新制度というのは、保育を今までのような福祉ですね、昔が措置型であった分から保育のサービス業に変えてきたんだという点が指摘されています。

一つには、この一番の大きな問題が、これまでがいわゆる公費をどこに出してたかという、公費を運営している施設に出していたものが、今度は給付の形で個人に出して個人が契約を結ぶような形で施設の保育料として払っていく中に公費が入るわけですね。この仕組みはどのようにしてつくられたかという、今まで補助金が国のお金、公費を充てている施設ではお金をもうけることができないので、もうける仕組みを考えてきたと。これは従来にわたって、今後、経済政策の一つとして捉えられて、どこを開放するかというところで高齢者の介護の次に狙われてきたのが、子供のいわゆる教育・保育の費用だったと言われるのが民主党政権につくられて、自民党が今、子ども・子育て支援新制度として引き継いでいるものです。その中で起こってきたのが、いわゆる保育のサービス事業化を行うということでなされてきたのが認定制度といってどれぐらいの時間を、基準を決めて時間で子供を出そうとすることを決めていくというのが、保護者の中にも保育園の方々が、町が子ども・子育て支援新制度が4月にスタートしますという説明文の中でわかってきたのではないのでしょうか。

第5ページには、利用料のイメージとして通常保育以外に早朝・延長保育で、保育時間の認定によってお金が違ってきますよということを説明するような事態になっているということです。私たちは、このような例えば国がしているから仕方がないという意見も出るかもしれませんが、

このような中で先ほど指摘した2つの問題ですね、こういうことの事態になればどういうことが起こるかという、一つには格差が生じてくるのではないかと、保育園ですね、保育に格差が生じてくるという問題です。これは格差が生じる問題としては、時間の問題ともう一つは、支援新制度をつくるときに保育のサービス業化と一緒に都会では待機児童の問題があったわけですね。その待機児童対策として保育園等にお金を出すのではなくて、いわゆる地域型保育をつくって、言ってみたら家で子供を預かったりとか居宅の家庭保育とか小さい規模での分を決める。その中には、保育士の資格がなくてもできるような仕組みを制度としてつくるということにしたわけですね。

うちの町は、説明では従来の認定こども保育園、それから認定こども保育園で子供を預かるのでは枠があるから大丈夫だと言いながら、国の基準どおりにここのいわゆる待機児童策として出てきた格差を持ち込むかもしれないと言われている内容の分も入れてきたわけです。私は、本来、地方分権とか言うのであれば、今回の条例のつくり方一つにしても国の基準どおりにやってきたと言うのですが、国の基準どおりに都市部の都合を考えたものまで持ち込んでくる必要あったのかというのは率直な疑問なんです。基準だからつくっておかなくてはいけないと言いますが、今のところそういう需要はないと言っていますが、基準をつくった以上、手を挙げてやりたいと言ったら、これは認めない理由はなくなるわけです。ということは、幾ら口頭で言ってもこのような条例をつくる限りは、そういうところに門戸を広げてしまうことになるということになれば格差が広がるし、言ってみれば今まで長年保育の現場携わった方が、託児所ができたときの制度のないときから、その水準引き上げる専門性を重視してきた中で保育士制度ができてくるのを、できてきたのを今回の分でもたまたま崩しかねないということが指摘されているわけです。

私たちは、確かに自分とこだけで決めるのは困難があるかもしれませんが、少なくともそういう今までの水準を維持するということであれば格差を持ち込まないこと。保育士の専門性が問われるような中身については、条例化すべきではないという点を指摘して反対いたします。

○議長（秦 伊知郎君） 次に、委員長報告に賛成者の発言を許します。

7番、杉谷早苗君。

○議員（7番 杉谷 早苗君） 7番、杉谷でございます。私は、この議案97号については、賛成の立場で討論させていただきます。

我が町の小学校就学前の幼児たちの教育・保育については、公立に上げようと思えば保育園しか選択の余地が従来はありませんでした。この南部町特定教育・保育施設の運営に関する基準を定める条例の制定により幼稚園機能を持った保育園が誕生し、保護者の選択肢の幅が広がってま

います。

先ほど延長保育、その他の別に費用がかかるというふうな反対意見もございましたが、これは幼稚園であれば、より長く見ていただこうと思えば同じようなことになると思います。従来、保育園に入園できるのは保護者の就労が大きな理由ですが、経済的な事柄もさりながら女性の意識向上により、社会で活躍される方も多くなっております。このような中、これは喜ばしいことなんですけれども、この地方では三世代同居とか、そのような多世代で同居の御家庭では保育に欠けない、つまり、幼児の見守りの方がおられるということで保育園には入られないということになっておりました。

しかし、小学校に入学したときの友達関係について御心配される保護者もいらっしゃいます。ちなみに、小1プレミアムというような言葉もあります。この条例によって、これらの解消に一翼を担ってるのではないかと考えます。

また、特定地域型保育事業についての反対の御意見がありました。私は、この件でも賛成の立場でございます。この特定地域型保育事業については先ほども申されましたけども、4つの類型が提示されております。小規模保育事業、家庭的保育事業、事業所内保育事業、居宅型保育事業です。この4事業は、手を挙げれば認可しなければならないというふうに反対の御意見がございました。これは市町村が認可の事業となっておりますが、先ほどのように都市部での待機児童の解消を図るためのものであり、保育の量、つまり、利用乳幼児の人数を考えた場合、我が町では少子化対策に力を入れている現状がございます。この特定地域型保育事業の展開の必要性を担わなければならないということは町村の立場もありますが、これを民間事業者の参入ということを考えますと、このような利益を追求するような民間の事業者の参入は、現状では考えられないと考えます。したがって、特定地域保育事業運営に関する基準を定める条例の制定については、私は、賛成といたしたいと思っております。以上、賛成の討論といたします。

○議長（秦 伊知郎君） ほかに御意見ございますか。

反対ですね。

12番、亀尾共三君。

○議員（12番 亀尾 共三君） 私は、議案第97号に反対する立場で討論いたします。

先ほど賛成討論の中であつたんですけども、いわゆる特定地域型保育事業ですね、これやっぱ私は、町内でこれが必要があるのかどうなのかということなんですけれども、今のところ必要性というものは感じられません。

特に全国的に見ますとニュースでありますね、認可されたところが、いわゆる資格を持たない、

そういう保育の資格を持たない人が携わったためにいろいろ事故が起こっております。私は、そのような事故を起こしてはならないことからすれば、もしそのようなことに当てはめることがあれば町のほうできちんとそのことに対処する、これが少子化に対する一番の対策だと考えております。そういう点からすれば、この特定のことに該当がないことになれば、国がそういう方針出したからといって、それに従うことは強制すべきではないと思います。だから、私は、この条例について、この特定のところです、これについて反対するものであります。以上です。

○議長（秦 伊知郎君） 賛成者の発言を許します。

6番、景山浩君。

○議員（6番 景山 浩君） 6番、景山です。私は、この議案第97号に賛成をいたします。

この条例のもととなる法律ですが、子育てをより支援していこうという目的から制定をされて、それに対応するために本条例が定められるという格好になっています。

私たちの町では、従来は保育に欠けない子供というのは保育を受けることができませんでした。そういった場合でも何らかの保育を、または教育を受けさせたい場合には、米子市ないしはほかの自治体の幼稚園に行かせるということが必要でした。今でも行かせようと思えば送迎のバスもあるし、いいじゃないかという御意見もあるかもしれませんが、やはり小さい子供さんを、何があるかわかりません。急に迎えに行ったりといったようなことも発生をするかもしれません。そういった子供を遠くの幼稚園に預けるということは、町内で預かっていただくよりもやはり不安の度合いというのは高いものになると思われれます。

そして、小学校に入るということを考えるときには、同じ仲間同士で一緒に学校に入っていくことができないということは、やはり少しハンディキャップになる部分もあるのではないかなというふうに考えます。専業主婦とかお母さんだけではなくて、時にはお父さんの場合もあるんでしょうけれども、そういう保育ができる方もこれからお仕事を探していこうとか、しっかり家事を頑張っていこうという方でも子供に保育とか教育を受けさせたい、そういう集団生活を経験させたいといった場合の、その手段の確保ができるのではないかなと、これで。というふうに考えます。

格差というお話がありましたが、現状の我が町の保育園並びに来春からできる認定こども園で、皆さんが望めば同じ条件の施設に通うことも可能です。ですから、御本人が望まない限り、格差が生じるということはありません。というふうに思います。

それよりも、例えば智頭町で行われてます森のようちえんとか、そういう特色のある施設に通わせたい、自分の望んでるような幼児教育を受けさせたい、または反対にそういった施設をつく

られる、運営される側からすると、こういう幼児教育をやりたいんだという方が出てこないとも限りません。あくまでも供給する側も、それを利用する側も任意で行うことが前提です。ですので、これが即格差につながるということはあるまいだろうというふうに思います。子供を育てていく保護者の皆さんの選択肢を確保する上でもこの条例は非常に重要だというふうに思いますので、よって、私は、この条例に賛成をいたします。

○議長（秦 伊知郎君） ほかに発言ありますか。

反対ですね。

5番、植田均君の発言を許します。

○議員（5番 植田 均君） 今回のこの条例の特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する条例ですね、これに反対の立場で討論いたします。

まず、今回のこの条例は、親の勤務の形態によって保育時間を認定を受けなければいけない、そういうことがまず前提になってますね。そうしますと、保育時間というものが勤務の状況によっていろいろな形で認定されてしまうと。そして、その子供たちがその認定に従って出たり入ったりするというような状況も最悪の場合、考えられるということが懸念されます。

それから、保育園と幼稚園の違いで、これまで保育に欠ける子供たちは保育園で、欠けない子供は、町内に幼稚園がないので町外の幼稚園に通うという状況だったものが、認定こども園をつくったことで受け入れることが可能になったわけですが、その場合、先ほど言いました保育時間の関係で、保育を受ける子供と幼稚園対応をするということが形式的には言えるんですけども、実際上は幼稚園児として受け入れた子供も一緒に一つのどういいますか、クラスといいますか、何歳児というクラスで、考え方としては町の保育指針に従って保育と教育と、同じメニューで保育並びに教育を受けるわけですね。それで、そこに保育の子供と幼稚園の子供がその保育時間によって出たり入ったりすると、これが子供たちにとっていいことなのかということをしっかり考えてみる必要があると思う。きちんと同じクラスの子供たちは一定時間、特別な仕事で早くなったり遅くなったり、早朝の受け入れとか時間外の延長とか、そういう子供はあったにしてもクラスとしてのまとまりがあるような受け入れ方をする必要があると思います。そういう点から見て、今回の保育時間の認定というのは問題が懸念されると思います。

それから、先ほどから議論になっております小規模施設の受け入れにつきましては、国基準がA型については保育士の配置を決めていますけれども、B型、C型については町の研修を受ければよいというようなことになっております、条例上は。これは次のですかね、そういう問題があるということ指摘をいたしまして、反対をいたします。

○議長（秦 伊知郎君） 次に、賛成者の発言を許します。

9 番、細田元教君。

○議員（9 番 細田 元教君） この条例につきましては、基本的な法令は今、景山議員が言われましたとおりでございます。これを我が町に考えますと、来年の春、やっと待望のすみれ保育園が完成いたします。あれは認定保育園、幼保一元化でございます。その運営するためにもこの条例は必要でございます。

一番の問題というか、このなった背景は誰も言いましたけど、我が南部町、鳥取県ではそういうの、特に南部町ではありませんが、都会で待機児童者が余りにも多いと。これを何とかせないけんで国が考えた施策でございまして、我が町には今の保育園で一応、充足しておりますが、新しい保育園のすみれ保育園がこの認定型保育園ですので、こういう条例はつくっておかねばいけないと。

もう一つは、国や鳥取県が、また我が町もすごく力入れております人口増加対策施策、地方創生に絡みまして、これからどのようなまた若いお父さん、お母さん、子供さんが入ってこられるかわからないと、それに対応するためにもこの条例はつくっとかないけん、ニーズを確保するために。そのようなものです。

また、今、我が町にも特に東西町なんか米子のほうに幼稚園に出られる方もあります。また、法勝寺から幼稚園に行っておられる方もおられます。そういうニーズを我が町でもどのような子供でも受けて、それをするという条例でございます。基本的に我が町の子供は、我が町で幼稚園も保育園もそれを全て責任を持って保育、幼稚園の児童も扱って子供を成長させるという根底にそういうことが流れておりますので、これは条例をつくってもらわなければ、すみれ保育園が立ち行かなくなるような気がいたしますので、これについては賛成いたします。

○議長（秦 伊知郎君） ほかに発言ありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） 発言がありませんので、これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第 9 7 号、南部町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定についてを採決いたします。

賛成、反対の意見がありましたので、起立によって決めます。

委員長報告に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（秦 伊知郎君） 起立多数です。よって、本案は、原案どおり可決されました。

日程第4 議案第98号

○議長（秦 伊知郎君） 日程第4、議案第98号、南部町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定についてを議題といたします。

予算決算常任委員長の報告を求めます。

11番、井田章雄君。

○予算決算常任委員会委員長（井田 章雄君） 予算決算常任委員長、井田です。議案第98号、南部町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について。

内容でございますが、子ども・子育て支援法の施行に伴い児童福祉法が改正され、家庭的保育等の認可基準、最低基準を定め、新たに条例を制定するものです。

表決の結果、賛成多数で可決すべきと決しました。

反対意見。家庭的保育の基準であるとは規則で定めるとあるが、国の基準をクリアしているし、現状、家庭的保育事業の要望はない。全部の施設で家庭的保育をするととなると、明確に保育士のことをうたう必要がある。また、町に該当しないものもあり、今、今回決めなくてもいいのではないか。今、しなくてはならないということであれば町にはそぐわないものもあることから、公約違反で反対である。

賛成意見。該当するものがなかったら決めなくていいという御意見だが、条例にかかわらず国が示しているのであれば定めておくべき。以上であります。

○議長（秦 伊知郎君） 本件につきましては、全議員で構成する予算決算常任委員会に付託いたしましたので、質疑を省略し、これから討論を行います。

予算決算常任委員長の報告に賛成のほか討論はありませんか。

まず、委員長報告に反対者の発言を許します。

13番、真壁容子君。

○議員（13番 真壁 容子君） この議案に反対で、先ほど委員長が反対理由を述べてくださったんですけれども、今回のこの家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例というのは、先ほどの一つ前の条例ですね、それに規定されたことから町が認可しなくてはならない分野を条例化していくという内容なんですよね。

私は、前の議案、それから今議案についても委員会で論議してきましたのは、これがなかったら認定こども園ができないとか、そういう問題ではなかったはずなんですよね。条例のそもそも趣旨はそうではなくて、認定こども園をつくるかどうかというのは以前の法律でもあったもんだ

から、鳥取県の中部地域なんか認定こども園、つくっているわけですよ。

今回、認定こども園が適切かどうかの論議ではなくて、そもそも国の大きな仕組みの保育制度そのものが変わっていくことが問われてきている2つの条例だと思うんですよ。その論議で何が問題点で、町にとってどうなのか。とりわけこの条例は、2つ目の条例は、町が認可基準を持つという今までなかったものを、町が決めて認可していくという問題ですから、これは国の基準どおりにしたと言っても、議会とすれば町にとってこの議案が適切なのかどうかというところは、町独自で考えていかなくてはいけない問題じゃないかと思うんですよ。

そういう点から見ましたら、一つ、先ほど委員会論議になりましたのは、この2つ目の家庭的等保育は、いわゆる地域型保育、杉谷議員が言われた分ですよ。いみじくも杉谷議員が賛成討論の中で言われたんですけども、委員会の中でもこれは市町村、今のうちの南部町にとって必要あるものじゃないというのもみんな一致した意見だし、担当者のほうからも直接要望はない。なぜかという、待機児童が1ないしゼロだったからですよ。今後も新しいすみれ保育園について言えば、今の段階ではニーズは数で満たしてるわけですよ。とすれば、町の責任とすれば、この4つある保育所をどう運営して、そこが成り立つかというところで議会等も意見出していかなといけんと思うんですよ。それをわざわざどうして都会の基準に合わせて、まして一番格差を持ち込んでくるという、保育士がいなくてもできるというような条例をつくって、まして町では想像もつかないような4階建ての建物の場合にはどうするかというようなことまで条例をつくる必要あるのかというのが率直な疑問なんですよ。もし、どうしてもつくらないといけないところがあるのであれば、これは国の基準じゃなくて町が仮にあった場合、水準を保つためにどうするかという点でいえば、保育士はやはり保育士の資格ある、家庭的保育といえどもあるんだということをしていくというのが、町長が水準を下げないと言った最低限の保障だと思うんですよ。そういうこともなしに、町とすれば国の基準どおりに決めておくというのが町の仕事だろうということなんですけども、私は、町長も本会議でお認めになったように、ないとは言いがらどのようなことであれ手を挙げてきた場合には、あんたそこはいけんというのじゃなくて、条例に基づいて判断するしかないんですよ。とすれば、この条例が本当に町に合ってるかどうかということも十分審議なされないといけないのではないのでしょうか。という点では、中身について、A型、B型、C型の話が出ましたけれども、あと、建物の基準とかほとんど委員会で論議になりませんでした。なぜかという、必要ないと思ってたからですよ、皆さんが。必要ないものはつくらなくていい、そういうことです。

先ほど言ったように何よりも格差を持ち込むという点でいえば、先ほど植田議員が言いかけた

特に小規模保育事業では、A型、B型、C型、つくっていくと。この中では保育士が半数でもいいとか、そういうことも決めていくことになるわけですね。そういうことは、やはり公的保育を公に町が責任持つという立場であれば、今の南部町ではこれをつくる必要はないという点を指摘しておくということと、先ほど言ったように今回の2つの条例は、少なくとも認定こども園をどうするかという問題ではないんだと。仮に保育制度の時間を決めて、認定時間を決めるというのは、ほかの保育園でもそれをしていくということでしたよね。そういう条例なんですよ。ということであれば、今回の保育制度がどのように変わってるかというところの論議が地方議会でも求めていくことになるのではないのでしょうか。

この子ども・子育て支援新制度は、入り口は経済対策、出口は消費税と言われているんですよ。そもそも景山議員が言うように、子供たちをどうしようかといって考えたのではなくて、再三、民主党政権が、コンクリートが人やと言ったとき、公共事業ができなくなったときに、どこに門戸を広げられるかというときに教育産業に目をつけた方々が規制緩和しろということを再三、行政に、政府に働きかけた中で、もうかる仕組みをどうつくろうかといって残念ながらできてきたというのが今回の支援新制度ですね。そういう中でいえば、私は、あそこをいいか悪いかの一致はちょっとできないとしても、どういう背景のもとでやられてきて、何をしようとしているのかというところぐらいは、賛成、反対置いといて、そこを踏まえて論議しなければ町の正確な条例をつくることにならないということも指摘して反対いたします。

○議長（秦 伊知郎君） 次に、委員長報告に賛成者の発言を許します。

4番、板井隆君。

○議員（4番 板井 隆君） 4番、板井隆です。私は、この条例、98号について賛成の立場で討論させていただきます。

委員会のときに町民生活課のほうからいただきました第4回南部町の子ども・子育て会議に出されました資料で内容を説明してもらったわけなんですけれど、この中に市町村に制定が義務づけられている条例ですね、この子ども・子育て支援新制度施行に当たり、市町村に義務づけられている条例を、必ずこれをつくりなさいというふうに国のほうから義務がつけられてる中に、さっき97号でありました特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準、それから次が今の98号であります家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準、それとあと、放課後児童健全育成事業設備及び運営に関する基準と、あと、保育に必要な認定に関する規則ということでこの4つが義務づけられているという中であって、この98号が、この条例の制定についてというのが議案に出てるわけなんですけれど、市町村として義務づけられている以上は、も

ちろんこれつくらなくちゃいけないというのが第一条件であると思います。例えばこの条例によって今現在、南部町にはそういった施設はないわけなんですけれど、例えば町内で家庭的保育事業を開設したいということがあった場合に南部町が申請を受けて、その施設の面積や定員などの基準に合うかどうかを判断する条例です。ということであって、今、南部町で必要ではないのではなくて、義務づけられているから必要である、そしてまた、今後のためにも必要である条例であるということで賛成の討論とします。以上です。

○議長（秦 伊知郎君） ほかに賛成、反対ありますか。

反対者の発言を許します。

5 番、植田均君。

○議員（5 番 植田 均君） 98号、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例制定ですけれども、反対の立場で討論いたします。

先ほど賛成者が言われたとおり、国が義務づけてこの提案をされている条例ということだろうと思います。

問題は、今回提案された条例の中身がどういう中身なのかということに尽きると思うんですけども、これは国が示した基準とする参酌標準だったと思いますけれども、最低レベルのこれ以上下げたらいけないよというところを踏襲しているんですよ、内容としましてはね。そういう説明だったと思います。それが町長もそのことは本会議で、一般質問の中で認められたと思いますけれども、町長は、今すぐそういう要求がないのでとりあえずつくりますと、国の基準は、ということの答弁だったと思います。

だけど、先ほど賛成者が言われたとおりに、申請があればこれが基準になって認可をするわけですよ。その認可をする基準が、町長の今、保育園で実施している保育の状態をこういう家庭的保育の中でレベルを下げていいのかということが、この条例の中身として問われているわけですし、これは水準を下げるものだということで反対いたします。

○議長（秦 伊知郎君） 次に、賛成者の発言を許します。

7 番、杉谷早苗君。

○議員（7 番 杉谷 早苗君） 7 番、杉谷です。私は、この議案98号に対しましては、賛成の立場で討論させていただきます。

この家庭的保育事業、この事業の認可定員というのは1人から5人、この範囲での認定基準になっております。そういたしますと、我が町に4園あります現状では保育園ですね、そこで幾らでも吸収できる人数ではないかと考えます。その中で、少子化の現状を考えてこれが必要になっ

てくるということは本当に喜ばしいことだと思いますけれども、現状を考えるとそのようなことです。

先ほどからこの保育に関しましても経済的な施策と、それと出口が消費税だというような御発言もありましたが、この教育に関しましては、12月の中ごろの下村文科大臣の発言にもありましたように大学入試制度が変わってまいりますと、次々と高校、中学、小学校、保育園、そのようなことも変えていかなきゃいけないという発言です。そして、このことにつきましては費用ということ、教育に係る費用というものはどんどん請求していきたいというような御発言がありました。何か経済的なこと、そのようなことばかりで反対なさるということは、何か教育に対する、子供に対する気持ちというのが何か寂しいなという気持ちも持ちました。そのようなことで、町がこういう基準で持っておるということは、それはいいことではないかと思えます。それで、町が認可するのでありますので、そのような喜ばしい状況になったときに、また積極的に討論していけばいいのではないかと考えます。以上、賛成討論といたします。

○議長（秦 伊知郎君） 反対者の発言を許します。

12番、亀尾共三君。

○議員（12番 亀尾 共三君） 私は、この議案98号に反対します。

先ほど97号でも申し上げましたけれども、やはり地域の子供をいかに行政側が責任を持つのか、このことをしっかりとやっぱり基本にすべきだと思います。

なぜこのようなことが行われたのか、4点ありますね、家庭的保育事業の内容として。その中では結局、国のほうの方針で本来は行政、いわゆる役所がきちんと責任を持って子供を育てなければならぬけれども、しかし、どんどんどんどん社会保障費が減らされて、それを賄うことができないような状況が起こった。そこからいわゆる市場者自由経済に任せて民間のほうへ何というんですか、門戸を広げるということ。

だから、ニュースであるんですけども、非常に子供が劣悪な状況でも都会のほうで扱われてる。1人の方が保育士の免許がなくても5人、6人、もっと多くが、目が届かない。だから、子供が窒息死だとか、そういうことがあるでしょう。やはり町の基本として町が責任を持って少子化の中、子供を大事に育てていく。この姿勢から見れば、今、このようなことは必要がない、そのことではないでしょうか。

特に資料をいただいた中で見ますと、従うべき基準として職員の資格、員数とか、それからそのような処遇の確保とかそういうことがあるんですけども、しかし、それは現状の今の町の保育の中でやられるんだから、少なくともそういう条例を設けるのであれば、きちんとそれにそぐっ

た条例にすべきであるけども、それが非常に曖昧である。その点からいえば、私は、このことは認めるわけにいかない、こういう立場で反対するものであります。

○議長（秦 伊知郎君） 次に、賛成者の発言を許します。

6番、景山浩君。

○議員（6番 景山 浩君） 6番、景山です。議案第98号に賛成をいたします。

先ほどから反対の方のお話を伺っておりますと、何かあたかも町の保育園の基準が切り下げられるような、そういったイメージを聞いてて感じます。町の保育園、認定こども園の基準というのは今までと変わりはないわけです。

今、亀尾さんも言われましたが、都会のほうで非常に待機児童が多くて、言われたように劣悪な環境で託児所に行っている子供がおったり、それを解消するためにいろんな形態の保育園、保育所を認めましょうということが都会のほうではあるわけですが、幸いなことに私たちの町では地元の子供たちをほとんど町立の保育園で面倒を見ることが可能なわけです。ということは、それ以外のところをみずから望まれない方に行ってくださいということはないわけです。都会のほうが後ろ向きであれば、私たちの町ではもっと前向きに違った観点から保育、児童教育を考えるような、そういった施設が出てくることを期待をしてこの条例を定めておくべきだろうというふうに考えます。よって、この条例、議案には賛成をいたします。

○議長（秦 伊知郎君） ほかに発言がありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） ほかに発言がありませんので、これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第98号、南部町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定についてを採決いたします。

賛成、反対の御意見がございました。起立によって決めます。

委員長報告に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（秦 伊知郎君） 起立多数です。よって、本案は、原案どおり可決されました。

日程第5 議案第99号

○議長（秦 伊知郎君） 日程第5、議案第99号、南部町非常勤職員及び臨時的任用職員の勤務条件等に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

予算決算常任委員長の報告を求めます。

11番、井田章雄君。

○予算決算常任委員会委員長（井田 章雄君） 予算決算常任委員長の井田でございます。議案第99号、南部町非常勤職員及び臨時的任用職員の勤務条件等に関する条例の一部改正について。

内容でございますが、週の勤務時間が38時間の非常勤職員の人材確保及び勤務条件の改善を図るため、報酬額の増額改定、更新回数を上限2回から4回に引き上げを行うため、改正するものです。

表決の結果、賛成多数で可決すべきと決しました。

反対意見でございますが、非常勤職員の給与を抑え、政策経費を浮かすということは間違っている。働く人の人権から考えると貧困が広がる懸念をする。率先しての改善が自治体のリーダーシップと思う。給与改正なのでいいのではないかという意見もあるが、一番安いところではワーキングプアを生み出している。一般職の制度は都度、指摘しているが、本来は正規雇用で3年を5年に延ばしているが、現代版ブラック企業等も根本解決に至ってないし、打開策にならない。

賛成意見でございますが、来年以降、一本算定も始まり、厳しい財政運営の中で一定の努力は認めたい。地方財政類似団体を見ると、現行の状況とこれからの状況がどうかを見るべきときに給与が上がる、更新が3年から5年に延びるということで、現行の方も理解と意欲を持っていただけのではないかと思う。反対の意見はわかるが、今は賛成すべき。以上であります。

○議長（秦 伊知郎君） 本件につきましては、全議員で構成する予算決算常任委員会に付託いたしましたので、質疑を省略し、これから討論を行います。

予算決算常任委員長の報告に賛成のほか討論はありませんか。

まず、委員長報告に反対者の発言を許します。

5番、植田均君。

○議員（5番 植田 均君） 議案99号、非常勤職員及び臨時的任用職員の勤務条件等に関する条例に対して反対の立場から討論いたします。

まず初めに、現下の経済情勢は大変厳しいものがあります。全国の労働賃金、労働者の賃金の水準は、直近で16カ月連続値下げとなっております。これを受けて安倍政権でも賃上げを一つの政府の目標にして、来年の春闘を一つの大きな山場として賃上げを政府もやろうとしております。

それから、今回の提案の中身ですけれども、改正前が一般職の1級の賃金が改正前、年額付加手当、付加賃金といいますか、付加報酬ですか、付加報酬を含めて年額183万4,000円のを、改正後は185万9,000円という金額でありまして、これは金額の差が2万5,0

00円となっております、これを率で割ってみますと約1%を少し超えるような程度であります。これは今の消費税が増税されて、3%増税されました。それ以外に円安による物価の値上がりなどによって、この1%の賃上げはもともと賃上げになってないという状況でありますね。

そういう点から見ても、こういうことでは待遇は改善にならないということと、それから総務課長の説明を聞く中でわかったことですが、保育士の給与、賃金を募集をかけたときに、果たして今回の改正で保育士さんの募集が応じてもらえるだろうかとちょっと心配だというような説明もありました。ここにはいろいろな専門職の方が保育士以外にもおられますけれども、そういう方の専門性を本当に加味した提案としては、本当に少額の改正の提案だと思います。

最後に、このわずかな金額の値上げにしかかってないことを政策経費に回すお金がないので、圧縮させてもらったという説明だったんですけれども、非正規労働という形なんですよね。こういう人たちの待遇を改善するのは、今や社会的に改善していかないけんという方向なんです。ですから、それを町は率先して少なくとも年収、一番低いところが200万を出発点とするというところから出発するべきだというふうに考えますし、さらに町の職員は類似団体との比較で総定員を考えておられるそうですけれども、実際に非常勤職員という方々がおられなければ、町の運営が回らないというのも事実、実際、原課から決算のときなどに意見として明確に出しておられますので、正職員の採用も進めていくということで、このことについては総務課長も年齢が、ずっと職員の年齢構成が順次採用することで、町の仕事がきちんと回っていくように採用はしていくという話はされましたけれども、非常勤との関係で見ますともっと私は必要だろうと、類似団体という関係で考えるのではなく、町がきちんとした仕事をするためにどれだけの正職員が必要なのかということもきちんともう少しといいますか、私は、全非常勤の方を正職員にするぐらいな考えを私は求めます。そういうことで今の今回の提案は、そういう立場から見れば大きな問題がありまして反対をいたします。

○議長（秦 伊知郎君） 次に、委員長報告に賛成者の発言を許します。

1番、白川立真君。

○議員（1番 白川 立真君） 1番、白川です。今、上程されております案件というのは、非常勤職員さんの勤務条件等に関する条例についてですね。

今後、皆さんもよく御存じだと思いますけども、交付税が一本になる、一本算定といいますか、そういう大変厳しい財政運営が予想されています。そんな中、非常勤職員さんの賃金を上げてあげたり、更新回数をふやす、ふやしてあげるといことは、これは非常勤職員さんもますますやる気になっていただけるんじゃないかと思ひますし、これは非常勤職員さんへの期待が一つ形に

なったとも言えるのではないかと思います。

そして、町の側から見ましても一定の努力を認めてあげたいというふうに思いますので、これはもう認めるべきというふうに思います。以上です。

○議長（秦 伊知郎君） ほかに御意見ありますか。

反対者の発言を許します。

13番、真壁容子君。

○議員（13番 真壁 容子君） この議案に反対です。

先ほど白川議員がおっしゃったように前回よりも改善点があるので、それは認めたほうがいいのではないかという点は、確かに3年を限度にしていたのが、今度5年までができるようになるということと、わずかばかりだけ上がったという点ですよ。

でも、これは委員会の中でも話があったように、やはりわずかばかりでも上がったと言うけれども、実際、ワーキングプアを改善は、これはもう社会の責任だということになっているところで、いわゆる公的な公務員職場でこういうことをつくるということであれば、町みずからが是正に努めなければならない、第一。

町とすれば、第二に大変だけれども、町内でワーキングプア等の実態があれば、それを改善方向に求めていくという責務もあるわけですよ。そういう点から見たら、私は、少なくとも改善は一般事務員の1種上がったと、14万6,500円の185万9,000円を最低でもこれをワーキングプアにかからない段階にまで持っていくような条例改正案を出さなくてはいけなかったのではないかということは、これは議会がしっかりと一言といけんことだと思うし、それはしようと思ったらできることやと思うんですよ。それをやるべきだというのが一つの大きな問題。

それから、課長が出していただいた職務区分の内訳で、人数が出てきたらこういう状態で働いている、いわゆる非常勤の一般職の方ですよ、この方々が24年度で32名、25年度で33名、26年度41名、これが5年採用になったらどういう数字が上がってくるのかと思いませんか。少なくとも職員が類似団体に比べると今でも多いんだと言いながら、こういうふうな形態で働く人を41名抱えないと仕事が回らないという現状ではないでしょうか。とすれば、幾ら類似団体ではやってるからそれができないのは町の職員の問題ではなくて、その人数が基本的に足りないというのがこの数字でも明らかなんではないでしょうか。とすれば、3年から5年に変わっても、労働者というのはこの日本国憲法のもとでは通常は無期雇用なんですよ。これが大前提であることを考えたら、資格を持って保育士ないしは図書館の司書をしたり、学習支援員をして、

それをその労働力を再生産するような金額も出せない状態を打破していくというのはこれ、最低限の責任やと思うんですね。そのことと同時に、そういう人たちがいないと回らないところについて言えば、ここに頼らざるを得ない現状をやはり改善していく必要があるのではないのでしょうか。

先ほど言った交付税の問題も言いましたが、はっきり言ってこの合併して10年間、監査の指摘のように今までにない基金がたまっているわけですよ。その基金を分析すればどうかということ、人件費の減なんですよ。それを考えれば、私は、お金がないことはない、段階的にでもこの非正規の一般職の雇用を正規雇用に変えていくような努力等もやるべきだということを指摘して反対いたします。

○議長（秦 伊知郎君） 次に、賛成者の発言を許します。ありませんか。

〔賛成討論なし〕

○議長（秦 伊知郎君） 発言がありませんので、これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第99号、南部町非常勤職員及び臨時的任用職員の勤務条件等に関する条例の一部改正についてを採決いたします。

賛成、反対の意見がありましたので、起立によって決めます。

委員長報告に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（秦 伊知郎君） 起立多数です。よって、本案は、原案どおり可決されました。

日程第6 議案第100号

○議長（秦 伊知郎君） 日程第6、議案第100号、南部町あいのわ銀行設置条例の一部改正についてを議題といたします。

予算決算常任委員長の報告を求めます。

11番、井田章雄君。

○予算決算常任委員会委員長（井田 章雄君） 予算決算常任委員長、井田です。議案第100号、南部町あいのわ銀行設置条例の一部改正について。

内容でございますが、今後の介護保険法の改正を見据え、所要項目を改正し、福祉サービス事業を生活支援サービスへ基礎点数付与の廃止、口座開設及び管理をあいのわ銀行で行うこととするなど、必要条項を改正し、あいのわ銀行を再スタートするものです。

表決の結果、賛成多数で可決すべきと決しました。

反対意見でございますが、介護保険の受け皿になって基礎点数をなくすことは、基礎会員は必要なくなり、外すということで全員を会員ということは全町民総動員のものになりかねない。また、自発的社協を受け皿にすることによって、するほうの意欲低下、そして自発的な人的資源もなくなり、専門的サービスが減ることにより介護の重度化が進むと思う。

賛成の意見でございますが、今回の改正は、点数預託から有償ボランティアに変わるということと思うが、今度介護保険制度が変わるが、ここにあいのわ銀行を入れたいということが本心と思うが、要介護ケアプランが出るので、今度はここをボランティアで埋めるということが可能なので賛成する。以上であります。

○議長（秦 伊知郎君） 本件につきましては、全議員で構成する予算決算常任委員会に付託いたしましたので、質疑を省略し、これから討論を行います。

予算決算常任委員長の報告に賛成のほか討論はありませんか。

まず、委員長報告に反対者の発言を許します。

13番、真壁容子君。

○議員（13番 真壁 容子君） 議案第100号のあいのわ銀行設置条例の一部改正について、反対いたします。

これは本会議での質疑、それから委員会の質疑の中でも出てきましたが、今回の改正、いわゆる括弧つきの改正案ですね、何が変わったかという文言の改正だけが出てきたんですよ。すごく違和感を感じましたのは、一体何のために今、あいのわ銀行をこういうふうに変えないといけないのかって全くわからないといった現状だからちぐはぐになるかもしれませんが、こちら側が推理をしながらやるしかないというのが現状だったということなんですよ。何が変わったかという文言が3つ変わっただけですよね。福祉サービスを生活支援サービスに変えた、基礎点数をなくした、それから利用料を支払うといったのを利用料を負担するに変えた、これは一体、何の意味があるのかなというのが疑問なんです。それで、少しずつ出てきているのが、平成12年の介護保険でこれが盛り上がらなくなった。今さらなぜ改善するのかという、やはり来年度からの介護保険の改正が視野にあるんだろうと、こういうことなんですよ。

私は、やっぱり1つ目には、町がこれからやろうとしているボランティアの形態をどのようにするのかということの説明も十分にしないで文言を変えて、受け皿をちょこっとつくってこうかという、何という、何ていうかな、言葉は適当ではありませんが、何という住民に見せないやり方をするのだろうかという半ば憤りも感じているわけなんですよ。どこから、一生懸命理解しようとする、なぜこれを変えようとするのかということをつかみたいですよ。それで、いみじく

も本会議で言ったら介護保険の一連だった、町長、そうじゃないと、こうおっしゃいますから、考えてみたら、やっぱりどっかに根拠ないかと思って見たら、これ南部箕蚊屋広域連合の保険事業計画の素案ができたので、パブリックコメント下さいという文書が議会中に渡されたわけですよ、これ公表されていますが。

その中で、33ページに地域包括ケアシステム構築についてと書いてあったら、これ国を持ってきたと思うんですけども、これからは自助・互助・共助・公助なされないといけない。都市部に限ってだけでも、意識的に互助の強化を行わなくてはならないと書いてあるんで、互助とは何か、わざわざ説明してあるんですよ。互助。費用負担が制度的に保障されていないボランティアなどの支援、地域住民の取り組みだと。お金を集めている介護保険の中にお金を使わないボランティアの仕組みをつくれと、こう言っているわけですよ。まさしく町が考えようとしているのは、この受け皿にあいのわ銀行を持ってこようということなんですよ。それであれば、例えば地域支援事業でお金がどれだけ来るので、どんなボランティアをした方々にもこういう制度でできるのだということを表明するのはいいんですけども、基礎点数を外す生活支援サービス、まさしくこれは介護保険の受け皿ですよ、福祉サービスだとなかなか焦点が定まりませんからね。そうですね、前であなづいていらっしゃる。となれば、このあいのわ銀行をどのように使うことによって住民がお互い支え合っていく基盤になるかということをもっと門戸を広げて協議し合わなくてはならない。

今までの経過を見れば、これは旧西伯町時代につくったんですけども、ここには合併した会見の出身の職員や議員さんの方々もいらっしゃるんですけども、これつくる当時間題になったのは、ボランティアを金に換算するようなやり方でいいのかということだったんですよ、とりわけ中学生まで動員する。保護者からは、育ち盛りの子供たちにボランティアすることを金にかえるようなことをしてくれるなという声が上がったのも事実なんですよ。

でも、これは町長がやりたかったことだと言ってなされたんですけども、介護保険で盛り上がりなくなったのではなくて、これは制度的にボランティアをお金に換算しようということがなかなか住民の中に広がらなかった。

それともう一つは、上からの押しつけではこのようなボランティア育たないということ、私は、あいのわ銀行のなかなか広がらなかった教訓として町がつかむべきだと思うんですよ。とすれば、私は、こういう制度をなくていいと思ってませんが、するのであれば、そこを改善する方法で条例改正を行うべきだと思うんです。決してこの文言の中だけでは、あいのわ銀行の持っている課題は解決できない。と同時に、基礎点数をとらなくて、今度はあいのわ銀行、もしか

たら地域支援事業の経費でも上げようとしているのかなと思ったりするんですけども、そのために基礎点数外したのかなと思ってもしまうんですね。そういうことを臆測ではなくて、実は住民の貴重な人的資源をどのようにしたら生かすことができるかというところで、あいのお銀行の再構築をやっていかないといけないと思うんですよ。そういう点から見れば、今回の条例は本当に申しわけないけども、委員会、議会で時間をかけてするような中身ではなかったし、もう不十分な改正だと指摘して反対いたします。

○議長（秦 伊知郎君） 次に、委員長報告に賛成者の発言を許します。

9番、細田元教君。

○議員（9番 細田 元教君） この条例については賛成の立場で討論させていただきます。

皆さん方も御存じのようにあいのお銀行は、ここにおられます坂本町長が就任されたときできた銀行でボランティアの関係でございますが、これは介護保険が始まる前はすごく皆さん方が活発にこれを使っておられまして、1人の方がもう何万点も預託点数をためられて、福祉の町南部町が一応定着した、また、福祉の町南部町という全国に広めた一つのツールでございましたが、何せ平成12年、介護保険制度が始まってから今まであいのお銀行でやっておりました福祉サービス、例えば送迎サービスとかいろんなサービスが介護保険のサービス事業と重なった関係でそれができなくなり、今までボランティアのあいのお銀行が右肩上がり点数が、1人の方がずっと頑張っておられたのがだんだんとそれができなくなり、今、右肩上がり左肩下がりみたいになって、何とかこのあいのお銀行を再構築せないけんという議論がほんに三、四年前からそういう議論が持ち上がっておりました。けども、なかなか妙案がなく、なかなかそれができなかったのが、つい最近、二、三年前からこの議論が持ち上がって何とかせないけん、あいのお銀行をもう一度再構築しようというのがあって、今回条例改正になったのがそういうことなんです。確かに福祉サービスから生活支援サービス、今まで福祉サービスでやっておりましたが、それで介護保険に全部行っちゃって、ほんなら、そのあいのお銀行、もっとほかのほうで使えるようにという条例もたしか改正しましたけど、それでもなかなか伸びん。それで、町当局も何とかこれを改正しようという意気込みで今回このように条例になったんですが、生活支援サービスに変わる、これはまさにあいのおの本心だと思います。介護保険でサービスできる人は、介護保険できちんとしていただきましょうと。けども、介護保険するというのはもちろん認定せないけんし、ケアプランを立てます。そういうときには要介護1、2、3、4ありますが、それはあなたは1週間に、また1日に何時間ですよ、何日までですよと規制がかかります。そのときの後の今言う、介護保険でいう横出し、上乘せの分をどうするかと。本人は、またこの家族は、またこれについて

は、ここをもうちょっとこのようなみんなで支え合ったり、みんなが目配り、気配りしたらこの人は本当に自立できるんだけどなというのはたくさんあります。介護保険の限界がそこだったんです。それを今度は生活支援サービスということで、あいのわ銀行でこれをみんなで行おうじゃないかと。日本の文化も南部町の住民の文化もみんな支え合う文化は持っています。この文化を生かすのが一つのツールとして、このあいのわ銀行の再構築です。皆さん、みんな日本人、また南部町も隣近所向こう三軒両隣、あの人は今、どうしてるかな、あの人が困ってるね、ごみ出しに困ってるね、何とかしてあげよう、このような気持ちはたくさん持っておられます。これを一つ、あいのわ銀行をもう一度再構築して、そこで利用したらわずかでも今までただで上げようと預託点数してましたけども、みんなは今度はその点数よりも少しのお金を包んででもしてというのが皆さんの気持ちでございまして、これを今度は有償ボランティア等に切りかえ、みんなが住みよい町、そういうことがサービスの穴埋めを、公的サービスができないちょっとした穴埋めを今度のあいのわ銀行の改正でまた再構築して今度の南部町の福祉を、再構築をここでしようという大きな条例改正でございますので、これには賛成いたします。

○議長（秦 伊知郎君） ほかに発言がありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） ほかに発言がありませんので、これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第100号、南部町あいのわ銀行設置条例の一部改正についてを採決いたします。

賛成、反対の意見がございましたので、起立によって決めます。

委員長報告に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（秦 伊知郎君） 起立多数です。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第7 議案第101号

○議長（秦 伊知郎君） 日程第7、議案第101号、南部町あいのわ銀行基金条例の一部改正についてを議題といたします。

予算決算常任委員長の報告を求めます。

11番、井田章雄君。

○予算決算常任委員会委員長（井田 章雄君） 予算決算常任委員長、井田です。議案第101号、南部町あいのわ銀行基金条例の一部改正について。

内容でございますが、南部町あいのわ銀行設置条例の改正に伴い、在宅福祉サービスを生活支援サービスへの改正及び基金への積み立てを規定する条項を改正するものです。

表決の結果、賛成多数で可決すべきと決しました。

反対意見でございますが、有償ボランティア利用者は、所得関係なしに負担増。あいのわ銀行によって参加する方もボランティアの押しつけになると思う。

賛成意見でございますが、利用者も負担が発生するが、裁量によって減免制度も考えるということなので、今度こそうまくいくと思うので賛成する。以上であります。

○議長（秦 伊知郎君） 本件につきましては、全議員で構成する予算決算常任委員会に付託いたしましたので、質疑を省略し、これから討論を行います。

予算決算常任委員長の報告に賛成のほか討論はありませんか。

まず、委員長報告に反対者の発言を許します。

13番、真壁容子君。

○議員（13番 真壁 容子君） この議案ですね、あいのわ銀行基金条例の一部を改正する条例に反対です。

これは先ほどの条例と関係しておりまして、いわゆる文言の改正のみなんです。先ほどもあいのわ銀行の条例も文言の改正のみで論議になるものですからこれも反対討論いたしますが、在宅福祉サービスを生活支援サービスに改めていく問題だと。これは指摘させていただいたのは、生活支援サービスにしていくということは、先ほど細田議員の言葉で言えば公的サービス、いわゆる介護保険の穴埋めを、はざまを埋めていくためにあってはいいのではないかという内容だということで、議論の中で明らかになってきたのは、やはり介護保険制度が変わる中での穴埋めの措置として、このあいのわ銀行の整備をしていこうとしているんだなというのが、やっぱりこれはもう事実なんです。おっしゃったように皆さんに利用してもらうためにというような改正になっているか、ならないということで反対もさせてもらったんですけども、先ほど細田議員が言いなされた例えばごみ一つ出すことについてもお互いに有償ボランティアでということになってきましたら、皆さんが心配しているのは、町がこういう制度をつくる前にどこの地域も特に農村地域は、集落でみずから支える仕組みというのを先輩から受け継いできて生活してきているわけですね。なるほど、そこには一定ボランティアが大変なので、有償ボランティアということを考える方法も一つあるかもしれない。ただ、それを町の取り組みとして全体を対象としていうことになれば、例えばごみ出しするときには有償ボランティアが、する側は少し受け取ったらいいいという考え方になるとすれば、そのお金、誰が負担していくのか。これがここに書いてあるよう

に利用する側の方が負担していくことになるわけですよ。その根拠として委員会で言われたのが、利用する側の人たちは心苦しいからお金払ってでも利用したほうがいいと言っていると。これも確かに人情として事実の声やと思うんですよ。

ところが、町内の暮らしを見て、平均年金の収入が国民年金4万を切るか切らないかのところで、例えばごみ出し一つするときにお金を負担するような、そんな殺生な南部町をつくってしまうのか。多くの住民は、あいのわ銀行ができたときにそのことを思ったんじゃないでしょうか。

先日、広域連合で生駒市という、すぐれているという介護保険で地域支援事業がすぐれているところでお話を聞いてくる機会がありました。この中でも一緒に行ったんですが、そのときにボランティアの話聞いたときに担当課の職員が言われたのは、ボランティアをお金とかポイントで換算するほうもあるけど、それでは絶対育たない。自分の町は、ボランティアの方々にどこそこに行ってボランティアしてくれと一切言わない。なぜって、それでは育たないからだと言うんですよ。私は、ボランティアの基本はそうだと思うんですよ。どういうふうにして自発的な取り組みを支援していくのかというのが町の仕事だと思うんです。それを、枠組みを有償ボランティアでやるべきだというようなやり方をする自体が町民になじめない人だと思うんです。

これを反対することが一つと、もしつくっていくのであれば、委員会でも指摘させていただきましたが、利用料を負担していただくということについて言えば、低所得者対策、絶対っておくべきだ。関係なく費用を持ってするというのは、これは、私は、本来のボランティアのやり方ではないということも指摘しておきたいと思います。とりわけ今後、これが介護保険の制度が乗っかってきたら、介護保険が使えないはざまの方が利用するとしても、その利用する人たちは介護保険料を払っているんです。

先ほど言ったように介護保険で受け入れられないと言いましたが、介護保険で認定された方も介護保険の一部を使ってこれを利用する場合もあり得るわけなんですよ。ということになれば、利用者とするれば程度の違いで二重、三重の負担増になるかもしれないわけですよ。そういう仕組みをつくらうとしているということを十分、やっぱりお考えいただきたいという点でいえば、ボランティアのそもそもの考え方をもう一回考え直して、あいのわ銀行については住民の自発的なボランティアを育成するにはどうしたらいいかということを考えて再構築することを提案して反対いたします。

○議長（秦 伊知郎君） 次に、委員長報告に賛成者の発言を許します。

9番、細田元教君。

○議員（9番 細田 元教君） これは100号と全部関連しておりまして、そんな押しつけとか

そういうのは一切ございません。何しろ今までも向こう三軒両隣というのはいろいろありましたが、何分今、どこの地域も高齢化になっておりまして、今まで本当にそれでやっとなんてです。若い人がおられればいいんですけど、本当に高齢化になってなかなかできんような状態になったのが我が町の実態に今、なりつつあります。このボランティア、あいのわ銀行も押しつけじゃなしに、私がそういうボランティアをしたいという方を登録していただきまして、その人がそういうニーズに応じていくと。そうしてみんなで支え合おう、このような制度でございます。

確かに低所得者ではどうするだということはあるんですが、担当課は、これは低所得者対策も考ええると言っておられました。そのようにわずかなお金でも与えて自分は負い目を負いたくないというのが今まで携わった方たちの気持ちでございました。そういうわずかな気持ちをあいのわ銀行でいただいて、それでみんなで支え合おうと。要は、このあいのわ銀行で地域を支え合う、そういう制度をつくる、そういう町をつくるという、ほかの地域にない制度だと私は思っております。

確かに生駒市のことを言われましたが、あのカリスマ性のある保健師さん、そのような点数とかお金出すならボランティア育たないと言われましたが、あっこの地域は、高所得者の方ばかりでございまして……（発言する者あり）（笑声）が多かったです。それで、定年退職後の体を何とかしようというので募集してボランティアしていろんなことをされて、卒業したら卒業証書もらって、いろんな機能訓練の授業をして卒業したらその人が今度は卒業証書もらって、今度はその人がボランティアしてその人たちを助けておられた一つのいい例でございましたが、そのように一つ一つクールでやり方はいろいろあろうと思います。地域によって違います。

我が町は、昔から福祉の町南部町のは、一つの大きな基礎はあいのわ銀行でございました。昔を思い出し、あいのわ銀行でみんなを支えてあげたい、こういう気持ちを皆さん持っておられます。こういう気持ちを今度は制度化してきちっとした、わずかなお金でもそれをきちっと制度してこれを充実させていくという大きな基金条例でございまして賛成いたします。

○議長（秦 伊知郎君） ほかに発言がありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） ほかに発言がありません。これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第101号、南部町あいのわ銀行基金条例の一部改正についてを採決いたします。

賛成、反対の御意見がございました。起立によって決めます。

委員長報告に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（秦 伊知郎君） 起立多数です。よって、本案は、原案どおり可決されました。

お諮りします。ここで休憩をとりたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） それでは、再開は10時45分からいたします。

午前10時24分休憩

午前10時45分再開

○議長（秦 伊知郎君） 再開いたします。

休憩前に引き続き、議事を進めます。

日程第8 議案第102号

○議長（秦 伊知郎君） 日程第8、議案第102号、南部町国民健康保険条例の一部改正についてを議題といたします。

予算決算常任委員長の報告を求めます。

11番、井田章雄君。

○予算決算常任委員会委員長（井田 章雄君） 予算決算常任委員長、井田です。議案第102号、南部町国民健康保険条例の一部改正について。

内容ですが、健康保険法施行令の一部を改正する政令が公布されたことにより、出産育児一時金の額を39万から40万4,000円とする改正を行うものです。

表決の結果、全員一致で可決すべきと決しました。以上です。

○議長（秦 伊知郎君） 本件につきましては、全議員で構成する予算決算常任委員会に付託いたしましたので、質疑を省略し、これから討論を行います。

予算決算常任委員長の報告に賛成のほか討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） これで討論は終わります。

これより、議案第102号、南部町国民健康保険条例の一部改正についてを採決いたします。

本案は、委員長の報告どおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、委員長の報告どおり可決されました。

日程第 9 議案第 1 0 3 号

○議長（秦 伊知郎君） 日程第 9、議案第 1 0 3 号、南部町放課後児童クラブ条例の一部改正についてを議題といたします。

予算決算常任委員長の報告を求めます。

1 1 番、井田章雄君。

○予算決算常任委員会委員長（井田 章雄君） 予算決算常任委員長、井田です。議案第 1 0 3 号、南部町放課後児童クラブ条例の一部改正について。

内容ですが、児童福祉法が改正されていたため、南部町放課後児童クラブ条例の趣旨に引用されている児童福祉法の条項を改正するものです。

表決の結果、全員一致で可決すべきと決しました。以上です。

○議長（秦 伊知郎君） 本件につきましては、全議員で構成する予算決算常任委員会に付託いたしましたので、質疑を省略し、これから討論を行います。

予算決算常任委員長の報告に賛成のほか討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） これで討論は終わります。

これより、議案第 1 0 3 号、南部町放課後児童クラブ条例の一部改正についてを採決いたします。

本案は、委員長の報告どおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、委員長の報告どおり可決されました。

日程第 1 0 議案第 1 0 4 号

○議長（秦 伊知郎君） 日程第 1 0、議案第 1 0 4 号、南部町農産物加工施設条例の一部改正についてを議題といたします。

予算決算常任委員長の報告を求めます。

1 1 番、井田章雄君。

○予算決算常任委員会委員長（井田 章雄君） 予算決算常任委員長、井田です。議案第 1 0 4 号、南部町農産物加工施設条例の一部改正について。

内容でございますが、めぐみの里に設置している洗濯機、乾燥機をそれぞれ別の利用料金を1回当たり1,300円を洗濯機780円、乾燥機550円と設定するものです。

表決の結果、全員一致で可決すべきと決しました。以上です。

○議長（秦 伊知郎君） 本件につきましては、全議員で構成する予算決算常任委員会に付託いたしましたので、質疑を省略し、これから討論を行います。

予算決算常任委員長の報告に賛成のほか討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） これで討論は終わります。

これより、議案第104号、南部町農産物加工施設条例の一部改正についてを採決いたします。

本案は、委員長の報告どおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、委員長の報告どおり可決されました。

日程第11 議案第105号

○議長（秦 伊知郎君） 日程第11、議案第105号、公の施設の指定管理者の指定についてを議題といたします。

予算決算常任委員長の報告を求めます。

11番、井田章雄君。

○予算決算常任委員会委員長（井田 章雄君） 予算決算常任委員長、井田です。議案第105号、公の施設の指定管理者の指定について。

内容でございますが、青年の家を南さいはく地域振興協議会に指定管理者候補に指名するものです。指定期間は、平成27年4月1日から平成30年3月31日まで。

表決の結果、全員一致で可決すべきと決しました。以上です。

○議長（秦 伊知郎君） 本件につきましては、全議員で構成する予算決算常任委員会に付託いたしましたので、質疑を省略し、これから討論を行います。

予算決算常任委員長の報告に賛成のほか討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） これで討論は終わります。

これより、議案第105号、公の施設の指定管理者の指定についてを採決いたします。

本案は、委員長の報告どおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、委員長の報告どおり可決されました。

日程第 1 2 議案第 1 0 6 号

○議長（秦 伊知郎君） 日程第 1 2、議案第 1 0 6 号、公の施設の指定管理者の指定についてを議題といたします。

予算決算常任委員長の報告を求めます。

1 1 番、井田章雄君。

○予算決算常任委員会委員長（井田 章雄君） 予算決算常任委員長、井田です。議案第 1 0 6 号、公の施設の指定管理者の指定について。

内容でございますが、上長田会館を南さいはく地域振興協議会に指定管理者候補に指名するものです。指定期間は、平成 2 7 年 4 月 1 日から平成 3 0 年 3 月 3 1 日まで。

表決の結果、全員一致で可決すべきと決しました。以上です。

○議長（秦 伊知郎君） 本件につきましては、全議員で構成する予算決算常任委員会に付託いたしましたので、質疑を省略し、これから討論を行います。

予算決算常任委員長の報告に賛成のほか討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） これで討論は終わります。

これより、議案第 1 0 6 号、公の施設の指定管理者の指定についてを採決いたします。

本案は、委員長の報告どおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、委員長の報告どおり可決されました。

日程第 1 3 議案第 1 0 7 号

○議長（秦 伊知郎君） 日程第 1 3、議案第 1 0 7 号、公の施設の指定管理者の指定についてを議題といたします。

予算決算常任委員長の報告を求めます。

11番、井田章雄君。

○予算決算常任委員会委員長（井田 章雄君） 予算決算常任委員長、井田です。議案第107号、公の施設の指定管理者の指定について。

内容でございますが、南部町総合福祉センター「いこい荘」を山陰管財・さんびる企業体に指定管理者候補に公募指名するものです。指定期間は、平成27年4月1日から平成30年3月31日まで。

表決の結果、賛成多数で可決すべきと決しました。

反対意見でございますが、指定管理に出した後、指定管理料、利用料で利益が出るので、差し引きすれば財政面で有利と思うので町管理にすべきと思う。

賛成意見でございますが、利益の部分と人件費部分の差が大きく、施設管理料は安いと思うので指定管理を続けるべきである。以上であります。

○議長（秦 伊知郎君） 本件につきましては、全議員で構成する予算決算常任委員会に付託いたしましたので、質疑を省略し、これから討論を行います。

予算決算常任委員長の報告に賛成のほか討論はありませんか。

まず、委員長報告に反対者の発言を許します。

12番、亀尾共三君。

○議員（12番 亀尾 共三君） 12番、亀尾です。議案第107号、公の施設の管理の指定に対する議案であります。これは先ほど委員長の報告にありましたが、旧会見地区にあります総合福祉センター「いこい荘」のことです。

反対の理由なんですけども、町がまず直接直営で管理すべきである、このことでもあります。なぜかといいますと、町民の福祉に寄与する施設は町が責任を持って運営することが基本だと思います。また、民間企業は利益を追求する団体ですから、当然に町直営より管理費は多くなると考えることでもあります。もともと、この指定管理制度というのは以前からあったんですけども、小泉内閣が民間にできることは民間に参入させるべきだということでスタートしたのですが、私は、これが一番最初に出たときにも町直営でやったほうが、そのほうが経費が安く上がると、そういうぐあいに申し上げて反対したものです。

ちなみに申し上げますが、民間企業というのは利益追求であります。町の給食センターが、メホスが調理部分を受け持っているわけですが、そこをはっきりと本社への利益分をちゃんと乗せております。つまり、このことから考えますと、民間が参入するということは当然利益が出るからやるということなんです。だから、逆にしますと、町が直営でやったほうが、いわゆる歳出の削

減に寄与することであるということから思って、私はこの議案に対して反対するものであります。

○議長（秦 伊知郎君） 次に、委員長報告に賛成者の発言を許します。

10番、石上良夫君。

○議員（10番 石上 良夫君） いこい荘の指定管理、これにつきまして賛成の立場から討論いたします。

山陰管財、公募によって選定するものでございます。ここに選定委員会の結果表があります。6名の委員の方が審査されて、合計点数330点中の261点。これはこのたびの指定管理のいろいろな場所におきまして一番高い得点であるというふうに思います。

また、審査委員の意見としまして指定管理料を上げるべく、これは指定管理料が多分ぎりぎりで、山陰管財のいこい荘の管理に多分きつい面があったのではないかと考えております。

それと、経営に対する考え方、私も時々利用させていただいておりますし、いろいろな方の意見も聞きます。スポーツを通じたいろいろなサッカーとか、例えば子供のゴルフ教室、ヨガ、子供から高齢者まで、子供の健全育成や高齢者の健全な体力維持ですね、そういうことにも力を入れておられます。管理費のほとんどの部分は水道光熱費または燃料代、ほとんどでございます。利用者も以前よりふえておりますし、また先ほど町直営がいいのではないかと御意見もありましたけど、職員が常時配置されていたらこの単価でできるのか、とてもできないと思います。職員の方が3名おられていろいろな場所で手分けをして作業しておられますし、利用者の御意見を伺いしても非常に評判がいい。この社会貢献、さらに今後も伸ばしていただくことをお願いして賛成の討論といたします。

○議長（秦 伊知郎君） ほかに発言ありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） 発言がございませんので、これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第107号、公の施設の指定管理者の指定についてを採決いたします。

賛成、反対、御意見ございました。起立によって決めます。

委員長報告に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（秦 伊知郎君） 起立多数です。よって、本案は、原案どおり可決されました。

日程第14 議案第108号

○議長（秦 伊知郎君） 日程第14、議案第108号、公の施設の指定管理者の指定についてを

議題といたします。

予算決算常任委員長の報告を求めます。

11番、井田章雄君。

○予算決算常任委員会委員長（井田 章雄君） 予算決算常任委員長、井田です。議案第108号、公の施設の指定管理者の指定について。

内容でございますが、南部町営西伯カントリーパークを株式会社TKSSグループに指定管理者候補に公募指名するものです。指定期間は、平成27年4月1日から平成30年3月31日まで。

表決の結果、賛成多数で可決すべきと決しました。

反対意見でございますが、議案第107号と同様、直営にすべき。収支予算書に管理費をもうけの部分として上げている。収入は管理料、利用料があるということは、直営のほうが節減になると思う。

賛成意見でございますが、売上げの部分が残るような話だったが、それは指定管理料算出のときに削るとしているもので、町がすると残ることはあり得ない。今までの指定管理者が適正管理されていることなどを見ると、カントリーに大きな問題があるということはないので、引き続き指定することに問題はないと思う。以上であります。

○議長（秦 伊知郎君） 本件につきましては、全議員で構成する予算決算常任委員会に付託いたしましたので、質疑を省略し、これから討論を行います。

予算決算常任委員長の報告に賛成のほか討論はありませんか。

まず、委員長報告に反対者の発言を許します。

12番、亀尾共三君。

○議員（12番 亀尾 共三君） 12番、亀尾です。これも公の施設を指定管理に出すということでもあります。先ほど委員長の報告にありましたが、場所はカントリーパークを指定管理に出すということです。

委員会のほうに資料として求めて、それが出ております。南部町営西伯カントリーパークの管理業務に関する収支予算書、27年度分ですか来年度分ですね。指定管理料が1,058万5,447円が計上されております。そのほかに利用料等の収入、またその他があって、収入総額が1,236万7,250円で、支出のほうも当然のように人件費だとか光熱費いろいろあって、金額が収入と支出が合わさっておりますが、ずっとこれを見ますと、内容を。先ほど委員長報告にもありますが、一番下段に管理費として49万円が上がっております。委員会の中で、この管

理費というのは何でしょうかと言ったら、これは利益の部分であろうということだったんですね。つまり、やはり先ほど107号のときも申し上げましたが、民間がやる場合は必ずもうけの部分、利益の部分があるからやるんで、誰も赤字が出るなら受けることはありませんから、つまり、これだけの費用が出るということは、それだけ町が直営をやったほうが歳出の削減になるということとを結論づけて、私は反対するものであります。

○議長（秦 伊知郎君） 次に、委員長報告に賛成者の発言を許します。

4番、板井隆君。

○議員（4番 板井 隆君） 4番、板井隆です。私は、この議案第108号について、賛成の立場で討論させていただきます。

予算決算常任委員会で審査を受けたときに資料をいただいております、このたび共産党議員団が反対する3つのそれぞれの公募によるところ、要は、民間企業に委託をするということについて反対を次々しておられるわけなんですけれど、まず、もらった資料の中でそれぞれの委員の方が点数をつけておられまして、全体で330点中何点というのがあるんですけれど、これを見ますと公募をして指定管理を受けたいというふうに思っている企業のほうが、点数がほかに比べて断然に高いということがまず注目すべきところではないでしょうか。やはり民間としてそれぞれが努力をして、特色のある施設を管理をしていってもらってるところにこの点数が、まずあらわれてるのではないかなというふうに思います。

それで、カントリーパークのほうなんですけれど、私も家がカントリーパークの近くにありまして、土曜、日曜とか、せっかくの休みなんですけれど、放送の声で目が覚めるというくらい本当に土日にはさまざまな大会が行われておりますし、また、カントリーパークはこの西部地区でいけば米子の市民球場に次ぐ整備の整った使いやすい球場だということで、大きな大会があるときには必ずカントリーパークも入っている。これは町が直営でやってるときでもそうだったんですが、そういった状況を今でもってTKSSさんも継続をしておられるということにも大きな評価ができるのではないかなというふうに思います。

それと、先ほど亀尾議員のほうが指定管理料の収入に管理費があって、これもうけがあるということなんですけれど、年間で49万です。一般企業が1,000万以上の仕事をする中で、49万のもうけで受ける業者があるんでしょうか。それはなかなかないと思います。そういった中で、公募をした中でTKSSさんが引き続きやってやると言ってもらっている。今までの管理も全く問題のない管理、そして大会、またテニスコートなんかでの大会も年々ふえてきているという状況からして、この西伯カントリーパークの指定をTKSSさんにお任せをする、これ全く問

題がないということで、賛成討論といたします。以上です。

○議長（秦 伊知郎君） ほかに発言がありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） 発言がありませんので、これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第108号、公の施設の指定管理者の指定についてを採決いたします。

賛成、反対意見がございましたので、起立によって決めます。

委員長の報告に賛成諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（秦 伊知郎君） 起立多数です。よって、本案は、原案どおり可決されました。

日程第15 議案第109号

○議長（秦 伊知郎君） 日程第15、議案第109号、公の施設の指定管理者の指定についてを議題といたします。

予算決算常任委員長の報告を求めます。

11番、井田章雄君。

○予算決算常任委員会委員長（井田 章雄君） 予算決算常任委員長、井田です。議案第109号、公の施設の指定管理者の指定について。

内容でございますが、東長田山村広場、東長田山村交流施設ふれあいセンターを南さいはく地域振興協議会に指定管理者候補に指名するものです。指定期間は、平成27年4月1日から平成30年3月31日までです。

表決の結果、全員一致で可決すべきと決しました。以上です。

○議長（秦 伊知郎君） 本件につきましては、全議員で構成する予算決算常任委員会に付託いたしましたので、質疑を省略し、これから討論を行います。

予算決算常任委員長の報告に賛成のほか討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） これで討論を終わります。

これより、議案第109号、公の施設の指定管理者の指定についてを採決いたします。

本案は、委員長の報告どおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、委員長の報告どおり可決され

ました。

日程第16 議案第110号

○議長（秦 伊知郎君） 日程第16、議案第110号、公の施設の指定管理者の指定についてを議題といたします。

予算決算常任委員長の報告を求めます。

11番、井田章雄君。

○予算決算常任委員会委員長（井田 章雄君） 予算決算常任委員長、井田です。議案第110号、公の施設の指定管理者の指定について。

内容でございますが、南部町民野球場、南部町民運動場を山陰管財・さんびる企業体に指定管理者候補に公募指名するものです。指定期間は、平成27年4月1日から平成30年3月31日まで。

表決の結果、賛成多数で可決すべきと決しました。

反対意見でございますが、経費に余裕があるから直営にすべき。収支報告書によると、83万5,000円の収支差額がある。これを直営にした場合、光熱水費は変わらないが、民間に持っていきより住民に回したほうがいいと思うので、業者がだめではなくて民間に行くよりは町に入ったほうがいいと思う。そういう仕組みに変えたほうがいいと思う。

賛成意見でございますが、議案第107号と担当課は違うが、指定管理者が同じなので管理体制から経費節減につなげると思う。収支差額について、人件費部分で決算額が99万2,500円ぐらいであるが、町職員が本当に管理するとこんなもんで済まない。常駐していないが案分した場合、この人件費は膨らむと思う。以上です。

○議長（秦 伊知郎君） まず、委員長報告に反対者の発言を許します。

12番、亀尾共三君。

○議員（12番 亀尾 共三君） 亀尾でございます。議案第110号、公の施設をこれも指定管理に出す議案であります。これも委員長から報告ありましたが、旧会見地域にあります運動場と、それから野球場、これを指定管理ということです。

これも資料をいただいております。27年度、来年度ですね、収支予算書を見ますと、これは指定管理料が423万1,916円で、その他の収入を含めると総額で449万5,223円。歳出のほうも人件費とか光熱費入っております、収入と同じ金額は当然ですが、その中でこれも先ほどの108号でも申し上げましたが、管理費が84万円計上されておりますね。これもや

はり108号で申し上げたように、これはやっぱり利益分だというぐあいに感じます。そういうことからすれば、これも町直営でやったほうが歳出の削減に寄与するというぐあいに考えて反対するものであります。以上です。

○議長（秦 伊知郎君） 次に、委員長報告に賛成者の発言を許します。

4番、板井隆君。

○議員（4番 板井 隆君） 4番、板井隆です。私は、この議案第110号、南部町民野球場と運動場を指定管理団体である山陰管財・さんびる企業体に指定管理をすることに賛成の立場で討論させていただきます。

ちょうど委員会の最終日のときにも話をしたんですけど、それぞれ近くにありますいこい荘、それからこの野球場が私は一体的な施設であって担当課が違うんですけど、さんびる企業体さんからすれば一体化をしたものとして予算的な計上をしておられるというふうに私は見ております。というのが、最後の管理費というところがもうけの部分だということで、カントリーパークと同様に亀尾議員が言われましたけれど、いこい荘については指定管理料の中にそれが入っておりませんでした。ということは、さんびるさんにとっては2つが一緒であって、一番最後のところに管理費として80何万というものを上げておられるということで、このもうけの部分というのはいこい荘と運動場、野球場を含めた全てのものに対する管理費であるというふうに思っております。

それと、町民野球場と含めてですけど、このさんびる企業体のほうは経営に対する考え方、社会貢献に関する考え方もしっかりしており、指定管理者として適当だと思うということで選定委員さんの意見がありました。それを実際にやっておられるのがいこい荘と、それから運動場の事業計画書というものが出されておまして、それを見ますと各種スポーツ教室、それからグラウンドゴルフ大会など、運動場、野球場も十分に場所利用した活用を企業体のほうで独自にもやっておられる。もちろん町民の皆さんもここを使っていろいろな野球大会とかそういったものも使って、それに加えて企業体独自でいろいろなさまざまなイベントを含めたそういった体験教室なんかも行っておられる。これが町が直営ならばそこまでできるでしょうか。場所を管理するのが精いっぱいではないかなと思います。そういった面で民間に指定管理に出すそういった特徴がどんどん出てきてるのではないかなというふうに思います。そういった意味で、賛成討論とさせていただきます。以上です。

○議長（秦 伊知郎君） ほかに発言ありませんか。

反対者の発言を許します。

13番、真壁容子君。

○議員（13番 真壁 容子君） 議案の第110号について反対です。

これ町民グラウンドの指定管理の分ですけども、中身はいこい荘、カントリーパークともども民間に指定管理している分については町直営に戻すべきだという意見なんです。とりわけ町民グラウンドの論議の中では、委員会の中で地元の議員等から指摘されたのが、いわゆるあこのバックネットが非常に傷んでいるという問題とか、スコア板が外れたままになっているというようなことが指摘されてきたわけですよ。（発言する者あり）これは、とすれば、今、声にも出てましたけれども、本来、指定管理で十分できているという状況、どうしてこういう事態が起こっているのか。これが町の責任でやることなのか、業者の取り組みなのか、それとも意思の疎通でできないのか、予算要求したけどできないのか、そういうことも含めてやっぱり検討する必要があると思うんですよ。

先ほど言ったように、指定管理で町がしとったらこんなにできないから指定管理だとおっしゃいますけども、なるほど管理費等を私たちも指摘させてもらいましたけども、全体的に言って町村部でこういう指定管理をしてなかなかもうける企業って少ないと思うんですよ。裏返したら、その中で人件費といえども人件費抑えるために出してるんだから、ワーキングプアの先を行ってようなことをつくっている状況にもなってるわけですよ。とすれば、業者も大してそんなもうけにならへんってことをお認めになるのであれば、直営で町の職員が当たって町の職員で全部、例えばいこい荘におる方とか全部正職員にせなんて言ってないんですよ。この管理を責任持つというところの観点をきちっと置いといて運営することは十分可能だと思うんですよ。

もう一つ、指摘せんといけないのは、今回の公募に当たって公募したんだけども、いわゆる公募がいなくてこの業者になったとって同じ業者続けてるんだけど、これ3社とも2つは一緒な名前で1つは会社の名前が違うんですが、社長は同じなんですよね。違うんだとおっしゃるんだけど、そういう構図ができ上がってくるわけですよ、町と企業の関係で。決してこれは好ましい状況ではないのがいい例で、先ほどおっしゃったように85万のお金はいこい荘のお金もつながってるんだと言うけど、指定管理の発注方法も入札があった場合、全部別々にやってるのに何でそんなことができるんですか。それっていったら大前提として業者が1社しかないからそういうことやってるってことの立ってきますよね。住民から見たら決して好ましい状況ではないですよ。そういうことを考えたら、私は、特に地域振興協議会に出してる等について、いろいろな住民への還元の問題もあると思いますが、この3つの指定管理について言えば、特に町民グラウンドの件については、そういう不備ができてる状況も指摘されている中で、決して十分な管理と

言えないという立場に立つべきやと私は思うんですよ。そういう点から見たら、小さい町で職員が仮にこのことで1人ふえ、2人ふえるにしても、住民が使っているところで住民との接触ですね、かわりがあるようなところに町職員を置いて管理することは町にとってメリット、そのほうが大きいということを指摘して反対いたします。

○議長（秦 伊知郎君） 次に、賛成者の発言を許します。

10番、石上良夫君。

○議員（10番 石上 良夫君） 賛成の立場で討論したいと思います。

まず最初に、バックネット、スコアボード、この件で反対の意見がありましたが、これはあくまで教育委員会が予算要求していると思います。指定管理の企業とはこれは別枠だと最初に申し上げておきたいと思います。

また、先ほどから町職員がやるべきだという御意見もありますが、この野球場は人件費が10万6,000円、町の職員がやったらこの単価でできるのか、私は500万、600万かかるだろうと思います。また、あの野球場は斜面の面積がとても広くて草刈り機等でその管財の職員が草刈りをしていますが、私もよく話をしますが、事故がないようにしないと斜面だから危ないということで、本当に特に梅雨から夏にかけてはしょっちゅう草刈りもあります。という危険な作業も伴います。また、ローラー等の安全講習も受けているということで頑張っておられますので、ぜひとも地域貢献もしているし、この議案は認めるべきだという思いでございますので、賛成といたします。

○議長（秦 伊知郎君） ほかに発言ありますか。

反対者の発言を許します。

5番、植田均君。

○議員（5番 植田 均君） バックネットとかスコアボードの話は賛成者の意見に同感いたします。当然、町がきちんと直す性質のものだと思います。

それで、今、問題になっておりますのは、こういう住民が公の施設を町の直営にするべきということなんですけれども、さんびるの人の人件費の時間当たりの単価を聞いたんですよ、750円です。それから管理費が84万、これがいわゆる本社経費ではないかと思われませんか。これは企業である限り、こういうものは絶対確保する性質なものですから、そういうことに使われてそういう企業に指定管理を任せればそういうふうにならざるを得んと思います。

それで、私が言いたいのは、南部町がこの地元で、直営で管理した場合のよさといいますか、このさんびるさんが、私は、これ収支の27年の予算ですので、26年の決算をきちんと精査し

ておりませんが、もうけを幾ら出すかが企業の目的ですよね。そういうことで利益の最大化ということを目指されるわけです。最後の最後に企業は、その所得を所在地である米子市に税金として納めるわけですね。そういう意味もありまして直営にする意味は、町の税金を地元に戻すという地域経済を動かしていく一つの大きな動力になる。そういう意味からもいろんな意味で町の直営は地元の町民が潤っていく、そういうところも含めて直営に戻すということをお求めします。よって、反対をいたします。

○議長（秦 伊知郎君） ほかに発言ありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） ほかに発言ありませんので、これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第110号、公の施設の指定管理者の指定についてを採決いたします。

賛成、反対の御意見ございましたので、起立によって決めます。

委員長の報告に賛成の諸君の起立をお求めします。

〔賛成者起立〕

○議長（秦 伊知郎君） 起立多数です。よって、本案は、原案どおり可決されました。

日程第17 議案第111号

○議長（秦 伊知郎君） 日程第17、議案第111号、公の施設の指定管理者の指定についてを議題といたします。

予算決算常任委員長の報告をお求めします。

11番、井田章雄君。

○予算決算常任委員会委員長（井田 章雄君） 予算決算常任委員長、井田です。議案第111号、公の施設の指定管理者の指定について。

内容ですが、南部町農産物直売所を緑水湖ふれあい市運営委員会に指定管理者候補に指名するものです。指定期間は、平成27年4月1日から平成30年3月31日まで。

表決の結果、全員一致で可決すべきと決しました。以上です。

○議長（秦 伊知郎君） 本件につきましては、全議員で構成する予算決算常任委員会に付託いたしましたので、質疑を省略し、これから討論を行います。

予算決算常任委員長の報告に賛成のほか討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） これで討論は終わります。

これより、議案第111号、公の施設の指定管理者の指定についてを採決いたします。

本案は、委員長の報告どおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、委員長の報告どおりに可決されました。

日程第18 議案第112号

○議長（秦 伊知郎君） 日程第18、議案第112号、公の施設の指定管理者の指定についてを議題といたします。

予算決算常任委員長の報告を求めます。

11番、井田章雄君。

○予算決算常任委員会委員長（井田 章雄君） 予算決算常任委員長、井田です。議案第112号、公の施設の指定管理者の指定について。

内容でございますが、南部町地域物産販売施設特産センター野の花を南部・伯耆地域振興株式会社に指定管理者候補に指名するものです。

表決の結果、全員一致で可決すべきと決しました。以上です。

○議長（秦 伊知郎君） 本件につきましては、全議員で構成する予算決算常任委員会に付託いたしましたので、質疑を省略し、これから討論を行います。

予算決算常任委員長の報告に賛成のほか討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） これで討論は終わります。

これより、議案第112号、公の施設の指定管理者の指定についてを採決いたします。

本案は、委員長の報告どおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、委員長の報告どおり可決されました。

日程第19 議案第113号

○議長（秦 伊知郎君） 日程第19、議案第113号、平成26年度南部町一般会計補正予算（第5号）を議題といたします。

予算決算常任委員長の報告を求めます。

11番、井田章雄君。

○予算決算常任委員会委員長（井田 章雄君） 予算決算常任委員長、井田です。議案第113号、平成26年度南部町一般会計補正予算（第5号）。

内容ですが、3,485万4,000円の補正で、歳入歳出の総額をそれぞれ72億3,904万5,000円とするものです。主な事業は、がんばれふるさと寄付金事業、合併10周年記念音楽祭開催事業、三世代同居支援事業、障がい児通所支援事業、すみれ保育園新築事業、鳥取梨生産振興事業、町道神田線整備事業、行政無線管理費、農地、農業用施設災害復旧事業、林道災害復旧事業などです。

表決の結果、賛成多数で可決すべきと決しました。

反対意見でございますが、総務費の一般管理事務費で応訴された事件についての弁護士費用に問題がある。また、住民の話を聞くとすれば応訴すべきでない。

賛成意見でございますが、三世代事業、ふるさと基金など、事業拡大の補正、また災害復旧事業もあるので、当然、賛成すべきだと思う。以上です。

○議長（秦 伊知郎君） 本件につきましては、全議員で構成する予算決算常任委員会に付託いたしましたので、質疑を省略し、これから討論を行います。

予算決算常任委員長の報告に賛成のほか討論はありませんか。

まず、委員長報告に反対者の発言を許します。

12番、亀尾共三君。

○議員（12番 亀尾 共三君） 12番の亀尾です。この議案113号、一般会計の補正予算の中身です。先ほど委員長の報告でありまして災害復旧の予算だとかそういうこと、おおむね問題はないと思いますが、ただ1点、この中で委員長報告にありました歳出の部分で、総務費の補正の一般管理費、いわゆる事務費の委託費であります。

内容は、住民監査請求の監査結果によって、老人福祉施設ゆうらくの建物及び附属品設備一式の無償譲渡契約の無効確認、そして土地2筆の……（サイレン吹鳴）続けます。土地2筆の無償譲渡損害賠償を求める住民訴訟が提起され、その弁護士費用の補正予算であります。わざわざ東京から呼ぶ弁護士のために日当は1日当たり15万円、大変多額であります。応訴しなければ、このような補正予算を計上する必要はありません。

訴状の内容の1つ、22億円の投資で建設をした施設を、無償譲渡は大きな町の財産を失うこととあります。無効とすることは、町の財政の負担を全く起こりません。逆に町民の施設を無償

譲渡したことで損失を与えた坂本町長に対し、損害賠償を求めており、町の財政を豊かにすることとあります。

訴状の2つ目は、ゆうらくの土地の2筆分を無償譲渡したことについて、漏れていた2筆分の金額の要求することとあります。2つとも町にとっては財政の改善に貢献することであり、応訴をやめるべきと考えて反対するものであります。

なお、つけ加えますが、行政裁判の弁護士は、町村会の紹介で決めたと委員会で説明を受けました。

しかし、議会で町民が要求したことに対しては財源を理由になかなかそのようにされておりません。どうして弁護士費用には歳出の削減をなされないのか理解ができませんので、私はこれに対しては反対するものであります。以上です。

○議長（秦 伊知郎君） 次に、委員長報告に賛成者の発言を許します。

1番、白川立真君。

○議員（1番 白川 立真君） 1番、白川です。この案件を一般会計の補正ということでたくさんの方がテレビを見ておられますので、まず、一般会計というものは町民皆さんにかかわる基本的な事業がここにのってくるわけです。そういう貯金箱だということを、まず最初に言っておきます。

一般会計の補正は今回、63の事業について審議をするようになっておりまして、新しい事業として先ほど委員長の報告でもありましたけども、小学校や中学校の金管バンド、また吹奏楽部の子供たちへ国立音楽院の先生がそこに指導に行かれるわけですね。子供たちの技術の向上を目指すものなんですね。また、少子化対策の三世代事業、そしてがんばれふるさと寄付金事業というのは、これはニーズの拡大により増額補正をするもの。さらに、台風11号の豪雨によって被災したところを復旧するための案件もありますし、障がいを持っておられる方の福祉サービス、これ予算を上回ってしまったんで、それを増額してほしいということなんです。この補正を胸に手を当てて厳しく見ていきますと、認めなければ困る町民の方はたくさん出られるわけですよ。路頭に迷う方も出られるわけですので、これはぜひ討論ですので、皆さんこれは全員一致で認定すべきというふうをお願いをしたいと思います。以上です。

○議長（秦 伊知郎君） ほかに発言ありますか。

反対ですね。反対者の発言を許します。

13番、真壁容子君。

○議員（13番 真壁 容子君） 今回の補正予算に反対します。

先ほどの賛成討論の意見ですけれども、亀尾議員も述べたように補正予算の中には生活に密着するものとかあるの当然なんですよね。そのことがあって反対をできなくて全部で認めるということになれば、私たちも一つの方法として提案してますのは出てくるものを一括審議ではなく、おのおのそれぞれに審査をしていただければ、どれが反対でどれが賛成かということがわかるわけなんですよ。

ところが、今のどこの自治体見ても、政府を見ましても国家予算も賛否が与党と野党で出てくるのは、あれを本当に全部反対をしたら予算が成り立たないから何もできないじゃないかという論になれば、あっこの国会で討論して賛否を問う意味は何であるのかということになりますよね。議会というところは、私はそういうところだと思うんです。決して反対することが全てここに出た分、教育予算や災害予算に反対しているのではないということ、これは議会の運営上と討論上でも既定の問題だと思うんです。であるとすれば、やはり討論の中では、賛成、特に反対を指摘してる議員がいるものですから、それに対してもどう考えてるかということをしてながら建設的な到達点を出すというのが議会の役目ではないかと思うんですよ。

ということをおきまして、先ほどもなぜ私たちが反対するかという点では、やはり総務費の弁護士を一般管理費の中の32万4,000円ですね、これは先ほどもおっしゃったように今回、住民が訴訟して提起しておりますのは、地方自治法の242条の2は、住民訴訟のいわゆる1号から4号までである2号訴訟と4号訴訟と言われているんですが、2号訴訟というのは行政処分を取り消さないしは無効の確認してほしいという内容と、もう一つの4号訴訟というのは地方自治法が変わって住民がこれまでおかしいと言ったことを直接首長である個人に対して訴えられたのが訴えられなくなったわけですね。それで、4号訴訟はどうかというと、町に損害を与えている、行った行為たる者に対して損害賠償を求めてくれという訴訟なわけなんですよ。

ということをするれば、今回の問題でいえば、土地の無償譲渡の問題でいえば、無償譲渡はおかしいので、損害を無効確認は2号訴訟で、4号としては損害を与えた分については、与えた個人に対してここでいえば坂本昭文氏、町長になるんですけども、その方に町が損害を求めてほしいという内容なんです。4号についても土地の無償譲渡はおかしいので、それを行為として行った者に対して求めてほしいと言っているのであって、私たちの立場からすれば住民と多くの人たちがゆうらくの無償譲渡はおかしいと、あの2筆問題おかしいと言ってきました。とすれば、先ほど言ったように町の財政を考えましても、これは裁判することによって町におけるデメリットの一つもないわけですよ。今回、どういうことが起きるかということ、こういうふうに裁判費用として出てくるわけですね。となれば、私たちは、住民の立場で無償譲渡がおかしいと、2筆も

ちゃんと金を出すべきだと言っているんですから、そのとおりやったださったらこういう費用は要らないですよということを言っているわけなんですよ。決して裁判するとかそういうことを言っているわけやなくて、このお金についてそういうことをそういう立場から今回の応訴する費用については持つべきではないのではないかとということを言ってるということです。ということで、町に対してそういうことを求めていると……（「おもしろない」と呼ぶ者あり）いうことで反対をしているわけです。

ついでにはもう一つ、これは議論ですから、審査の中ですから、住民訴訟として議案が上がっているから、そこで討論しているわけです。ついでに言いますと、住民訴訟がどういうものかと……（発言する者あり）いいましたら、例えば……。

○議長（秦 伊知郎君） 休憩します。

午前11時38分休憩

午前11時38分再開

○議長（秦 伊知郎君） 再開します。

○議員（13番 真壁 容子君） 住民訴訟に対する弁護費用が出ているわけです。そのことに対して住民訴訟とはどういうもので、なぜ私たちがこのことに反対するかという理由を述べているわけです。そういうことです。

それで、もう1点です、言うのは。ついでには、住民訴訟の第242条の2の中には最後に……。

○議長（秦 伊知郎君） 休憩いたします。

午前11時39分休憩

午前11時39分再開

○議長（秦 伊知郎君） 再開します。（「そのとおりだ」「予算、予算」と呼ぶ者あり）

○議員（13番 真壁 容子君） 住民訴訟について話をしたらいけないということですか。私は、申しわけないですが、今回の……（発言する者あり）今回のあなた方が言うのわからないのは、今回の一般管理事務費の中には提案理由として住民監査請求の監査結果によって今、述べたように住民訴訟が提起されたので必要な補正をすと言っておりますから、そのことについて住民訴訟ではということを行っているわけですので、どこがどういけないのかというの私、わかりません。

○議長（秦 伊知郎君） 休憩いたします。

午前 11 時 39 分休憩

午前 11 時 39 分再開

○議長（秦 伊知郎君） 再開します。（発言する者あり）

○議員（13番 真壁 容子君） 定義ではありません。最後まで話聞いてください。住民訴訟について……（発言する者あり）今、行ってる住民訴訟について町が負担すべきものについては何かというところの論議をしているわけです。今回、弁護士費用出てきたわけですね。そのことについてお話ししたこと、今後、住民訴訟の費用として上がってくるものについてのお話を……（「ずっと長い」と呼ぶ者あり）して反対をしたいと思います。

地方自治法の第 242 条の 2 の 12 項には、仮に今回住民訴訟等が起こっているところで、いわゆる原告側が勝訴した場合は、弁護士または弁護士費用等については原告側が公共団体に求めることができると、こういうことをわざわざ定義しているわけなんです。それを紹介しまして住民訴訟とはどういう性格のものかということを変更してここで指摘して反対をいたします。

○議長（秦 伊知郎君） 次に、賛成者の発言を許します。

9 番、細田元教君。

○議員（9 番 細田 元教君） この一般会計補正予算ですが、中身については白川議員がやる大事な予算ということで認めるべきと言った全くそのとおりでございまして、反対意見が住民訴訟、これ今、この反対意見言われた方が原告の名前連ねている方なんですね。（「そうだ」「そげだ」と呼ぶ者あり）これ、こういうことを言っているのかというちょっとほんに大きな疑問がございまして。（「一般会計」と呼ぶ者あり）訴えられたら応訴するのは当たり前なんです。（発言する者あり）これについては町が訴えられましたので、その費用が出るのは当然だと私は思っています。それが高いか低いかというのは、それはこちらの言うことではないだろう。当然なこととして、一度裁判になれば勝つためにはいろんな手段をすると私は思います。南部町でこのようなことは初めてでございます。（発言する者あり）ならば、初めてですので全国町村会に相談して、そこからこういう弁護士がいいですよと相談を受けて、それで受けて立つということですので、一つも問題ないと私は思っております。住民訴訟の中身については、るる真壁議員が言われたとおりの中身ですが、言われた原告の人がそう言われるのは、私はいかがなものかと思っておりますが……（「そうだ」と呼ぶ者あり）これについては訴えられたら応訴するのが当然として、その費用は当然こういうことで上がるということを申し上げて賛成いたします。（「原告が言っておかしいなら、監査も言うのおかしいでしょ、そういうことになりますよ」と呼ぶ者あり）

○議長（秦 伊知郎君） ほかに発言ありますか。（発言する者あり）

反対ですか。反対者の発言を許します。

5 番、植田均君。

○議員（5 番 植田 均君） まず、この議場でちょっといろいろやじが飛んでおりますけれども、私も原告ですけれども議員でありまして、この議案に出された……（発言する者あり）議長が制止してないことを何を言うんですか。（発言する者あり）いいですか。（発言する者あり）住民の代表としてここにおります。それで、町長が提案した議案に対して審査の内容をここで賛成、反対の討論するのは議員の責任であります。そういう立場で先ほどから出ております、私は、住民訴訟の費用について前の同僚議員が言ったのでそれ以上言いませんけれども、先ほどの議員が原告だろうかと、こういう発言を議長にぜひ注意していただきたいと、そのことを言います。よろしくをお願いします。

○議長（秦 伊知郎君） 4 番、板井隆君。

賛成の発言ですね。

○議員（4 番 板井 隆君） はい。議案第 1 1 3 号、この一般会計補正予算について、賛成の立場で討論させていただきます。

原告だろうかというのは、これは原告なんです。原告、名前に上げてる先ほど 3 人、反対討論された方はそれぞれ上げられてる方たちなんです。それがあって、それから次、応訴したから予算がついたわけです。それが高いか安いかというところで……（発言する者あり）話をするよりは、私たち議員もこの議案、ゆうらくの関係ではいろいろと慎重審議して全て可決、承認しました。それに対して出てきたものを私たちも、これは執行部ばかりではありません、町長だけではありません、議会に対してもそれは投げかけられてるということですので、やはりこの可決したことが正しかったかどうかということはちゃんと結論を出していただきたい、この場で結論を出していただきたい、そういった面からもこの予算は通すべき。そして、白川議員が言われたようにさまざまな貴重な補正もあります。よって、この一般会計補正予算、賛成の立場での討論いたします。以上です。

○議長（秦 伊知郎君） ほかに発言ありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） ほかに発言がありませんので、これをもって討論を終結……（「注意してください」「わしか」「不規則発言に注意を」と呼ぶ者あり）休憩します。

午前 1 1 時 4 5 分休憩

午前11時45分再開

○議長（秦 伊知郎君） 再開します。

これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第113号、平成26年度南部町一般会計補正予算（第5号）を採決いたします。

賛成、反対の御意見がございましたので、起立によって決したいと思います。

委員長報告に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（秦 伊知郎君） 起立多数です。よって、本案は、原案どおり可決されました。

日程第20 議案第114号

○議長（秦 伊知郎君） 日程第20、議案第114号、平成26年度南部町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

予算決算常任委員長の報告を求めます。

11番、井田章雄君。

○予算決算常任委員会委員長（井田 章雄君） 予算決算常任委員長、井田です。議案第114号、平成26年度南部町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）。

内容としては、8,053万3,000円の補正で、歳入歳出の総額をそれぞれ15億2,905万円とするものであります。中身は、国保税の賦課決定による国保税の補正、基金繰入金の補正、退職被保険等高額療養費給付事業、負担金及び補助金等償還事業、直営診療施設勘定繰出金などです。

表決の結果、全員一致で可決すべきと決しました。以上です。

○議長（秦 伊知郎君） 本件につきましては、全議員で構成する予算決算常任委員会に付託いたしましたので、質疑を省略し、これから討論を行います。

予算決算常任委員長の報告に賛成のほか討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） これで討論は終わります。

これより、議案第114号、平成26年度南部町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）を採決いたします。

本案は、委員長の報告どおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、委員長の報告どおり可決されました。

日程第 2 1 発議案第 2 3 号

○議長（秦 伊知郎君） 日程第 2 1、発議案第 2 3 号、米価下落対策を求める意見書を議題といたします。

提出者である議会運営委員長、石上良夫君から趣旨説明を求めます。

10 番、石上良夫君。

○議会運営委員会委員長（石上 良夫君） 議会運営委員長の石上でございます。

発議案第 2 3 号

米価下落対策を求める意見書

上記の議案を別紙のとおり、南部町議会会議規則第 1 4 条第 3 項の規定により提出する。

平成 2 6 年 1 2 月 1 7 日 提出

提出者 南部町議会運営委員会委員長 石 上 良 夫

南部町議会議長 秦 伊知郎 様

——別紙を読み上げます。

米価下落対策を求める意見書（案）

2 0 1 4 年産米の収穫は終わったが、農家は空前の米価暴落に見舞われ「米を作り続けることができない」との危機感が全国に広がっている。

全農とっりの平成 2 6 年産米の概算金が初めて 1 万円を切り、過去最低の 9, 2 0 0 円と決定された。全国各銘柄の概算金も軒並み下落している。今年の概算金の水準は 1 9 7 0 年前後、4 0 数年前の水準といわれている。農水省調査による当時の米生産費は 6 0 キロ 7, 0 0 0 円台であり、当時の米価は多くの農家にとって生産費をカバーできる水準であった。今日では、同調査によれば、過去 5 年間の全国平均の米生産費は、6 0 キロあたり 1 万 6, 1 0 2 円であり、4 0 年前の約 2 倍になっている。労働費や、地代を除いた農機具や肥料・農薬などの物財費だけで

も 9, 552 円かかっている。加えて今年も、円安、消費税増税などで、燃油や資材費が高騰しており、再生産に必要な採算ラインを大きく下回っている。

今年産を暴落させた直接的な要因は米の過剰在庫の存在といわれている。その背景には予測を上回る消費の減少に加え、計画を超えた「過剰」生産が続いてきたことが指摘されている。「米をつくる自由、売る自由」を掲げ生産調整への政府関与の否定、さらには生産調整の廃止を打ち出したもとで、需給調整の困難を広げた政府の米政策の責任は重大だ。

加えて今年度は県では米の品質低下と、直接支払交付金の半減で大幅な減収が見込まれている。

農水省は 11 月 14 日、緊急対策として収入減少影響緩和対策（ナラシ対策）や稲作農家への資金繰り対策などを打ち出したが、米生産者の現状から見て充分とはいえない。当面の対策として、以下の点について対策を講じられるよう求める。

記

1. 過剰米の市場隔離など需給調整に直ちにのりだすこと。
2. 今年度の米直接支払交付金について激変緩和のための追加支援策を導入すること。

以上、地方自治法第 99 条の規定に基づき意見書を提出する。

平成 26 年 12 月 17 日

鳥取県西伯郡南部町議会

【提出先】

内閣総理大臣、財務大臣、農林水産大臣、経済産業大臣

よろしく御審議、お願いいたします。

○議長（秦 伊知郎君） ただいまの趣旨説明に対し、質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） 質疑なしと認めます。

質疑がないので、質疑を終結して、これから討論を行います。

原案に賛成のほか討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） これで討論は終わります。

これより、発議案第 23 号、米価下落対策を求める意見書を採決いたします。

本案は、原案どおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、原案どおり可決することに決しました。

日程第 2 2 議長発議第 2 4 号

○議長（秦 伊知郎君） 日程第 2 2、議長発議第 2 4 号、閉会中の継続調査の申し出についてを議題といたします。

お諮りします。議会運営委員長、石上良夫君から、閉会中も本会議の日程等議会運営に関する事項について十分調査を行う必要があると、会議規則第 7 5 条の規定に基づき継続調査の申し出がありました。委員長の申し出どおり、閉会中の継続調査に付すことに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） 御異議なしと認めます。よって、議会運営委員長、石上良夫君からの申し出のとおり、閉会中の継続調査に付すことに決定いたしました。

日程第 2 3 議長発議第 2 5 号

○議長（秦 伊知郎君） 日程第 2 3、議長発議第 2 5 号、閉会中の継続調査の申し出についてを議題といたします。

お諮りいたします。広報調査特別委員長、杉谷早苗君から、閉会中も議会広報などの編集について十分調査を行う必要があると、会議規則第 7 5 条の規定に基づき継続調査の申し出がありました。委員長の申し出どおり、閉会中の継続調査に付すことに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） 御異議なしと認めます。よって、広報調査特別委員長、杉谷早苗君からの申し出どおり、閉会中の継続調査に付すことに決定いたしました。

日程第 2 4 議長発議第 2 6 号

○議長（秦 伊知郎君） 日程第 2 4、議長発議第 2 6 号、閉会中の継続調査の申し出についてを議題といたします。

お諮りします。議会改革調査特別委員長、景山浩君から、閉会中も議会改革について十分調査を行う必要があると、会議規則第 7 5 条の規定に基づき継続調査の申し出がありました。委員長の申し出どおり、閉会中の継続調査に付すことに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） 御異議なしと認めます。よって、議会改革調査特別委員長、景山浩君からの申し出どおり、閉会中の継続調査に付すことに決定いたしました。

○議長（秦 伊知郎君） 以上をもちまして今期定例会の会議に付議された事件は全て終了いたしました。

よって、第9回南部町議会定例会を閉会したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） 御異議なしと認めます。これをもちまして平成26年第9回南部町議会定例会を閉会いたします。

午前11時56分閉会

議長挨拶

○議長（秦 伊知郎君） なお、平成26年12月定例会を閉会するに当たり、一言御挨拶申し上げます。

12月5日から本日までの13日間にわたり、議員各位の御精励によりまして、閉会の宣言ができましたことは、議長として感謝にたえません。

町長を初め、執行部におかれましては、常に真摯な態度をもって議事に御協力いただき、深く敬意を表します。

なお、議員各位からの意見、要望等につきましては、施策を執行されるに当たって十分事業に反映されますよう強く要望するものであります。

また、議員各位におかれましては、不断の議員活動などを通じ、一層町民の負託に応えていただくようお願いする次第であります。

これから、いよいよ寒さが増してまいります。南部町の皆様方の迎えられる新年がよき年でありますようにお祈りし、閉会の御挨拶といたします。

町長挨拶

○町長（坂本 昭文君） 12月定例会の閉会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

本定例会は12月5日から本日まで13日間にわたって開催されまして、教育委員の任命、一般会計補正予算など、19議案について慎重御審議をいただき、本日、全議案ともに御賛同賜り、御承認をいただきまして、まことにありがとうございました。

8日、9日には、9名の方より一般質問をいただきました。家庭教育の充実や地方創生と絡めたふるさと納税の拡大策、子育て支援について、農政について、生活困窮者自立支援法、福祉の増進について、地域コミュニティや里山再生事業など、多岐にわたりまして今日的な南部町の課題を取り上げたものであり、町民の皆様も関心高く議論の様子を見ていただいたものと思っております。私もそれぞれに真剣にお答えしたつもりですが、よりよい方向への取り組みについて、平素の議員活動の中で何かと御指導を賜りますようによろしくお願い申し上げます。

さて、今議会中に衆議院選挙が執行されまして、自公政権の圧倒的な勝利となりました。経済の立て直しや、地方創生といった目玉政策に皆様とともに期待する次第でございます。

いよいよ平成26年も余すところ2週間ほどとなりました。本年もさまざまなことがありましたが、大きな事件や災害もなく27年を迎えることができそうであります。

各位におかれましてもお元気で年末年始をお過ごしとなりまして、来春も元気で相まみえ町政の発展に尽くしたいと存じます。この1年間大変お世話になり、ありがとうございました。以上、申し上げまして閉会の御挨拶といたします。
